

講義録レポート

講義録コード

00-4-14-201-02

講 座	簿記検定講座	科目①	
目標年	2024年11月合格目標	科目②	工原 I
コース	1級レギュラーコース	回 数	2 回
		通算回数	2 回

収録日	2023年 12月 7日		
講師名	鈴木 隆文 講師	内 訳	板書 枚数
			0 枚
		補助レジュメ 枚数	9 枚
		その他 (下掲)	31 枚

講義構成	前半 66 分 → 休憩 10 分 → 後半 67 分		
実施テスト	有 ・ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	(ミニテスト)	第 1 回
	<答練・演習>	()	第 回
使用教材	●合格テキスト	P. 30 ~ P. 57	
	●合格トレーニング	P. ~ P.	
	●その他 [	] P. ~ P.	
配付 教材・資料	●教材(テキスト・問題集) ()		講義録添付 (有・無)
	●補助レジュメ ()	9 枚	講義録添付 (有・無)
	●その他 (ミニテスト, 基準穴埋め)	31 枚	講義録添付 (有・無)
備考	～DVD・Web受講生各位～ 黒板を写すカメラのスイッチング(切替)は講師が行っている都合上、映像中に一部講師が画面に映らない場合もございますが、故障ではありません。音声及び本講義録をご参照の上、ご受講ください。		
	視聴前に15分でミニテストを解いて下さい。		

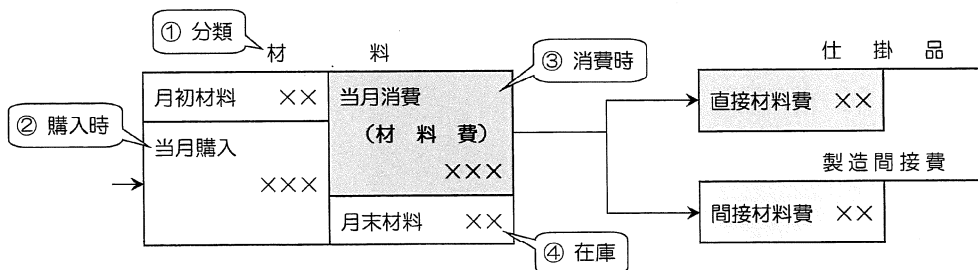
この講義録の著作権は、TAC株式会社または権利者に帰属しており、当社に無断で複製、改変、転載、転用、インターネット上にアップロードする等の著作権を侵害する行為は法律によって禁止されています。

TAC簿記検定講座

テーマ4 材料費会計 (P.30～P.57)

〈工原Ⅰ 第2回〉

《材料費の論点》



1. 材料費の分類と受払記録 (P.30)

製品との関連における分類	形態別分類	具 体 例	受 払 記 録
直接材料費	主要材料費 (素材費・原料費)※1	自動車製造業の鋼板、家具製造業の木材 石油精製業における原油	
	買入部品費	自動車製造業のタイヤ・ガラス	
間接材料費	補助材料費	補修用鋼材、接着剤、燃料油	
	工場消耗品費	機械油、軍手、電球、石鹸	
	消耗工具器具備品費	ドライバー、測定器具、机、椅子※2	(P.49)

※1 素材費 … 物理的な加工がおこなわれるモノの消費額

原料費 … 化学的な加工がおこなわれるモノの消費額

なお、主要材料費であっても、補修用に消費した場合には「間接材料費」となる。

※2 机や椅子などの備品であっても、耐用年数が1年末満や金額が一定額未満のもの（金額的に重要性が乏しいもの）は「材料費」として扱う。

2. 材料購入時の処理

(1) 材料の購入原価 (P.32)

(材 料)	×××	(買 掛 金)	×××
		(現 金)	××

購入代価は、材料自体の金額のこと！
購入代価
＝送料記載価額－値引・割戻額



購入原価 = 購入代価 + 付随費用（材料副費）

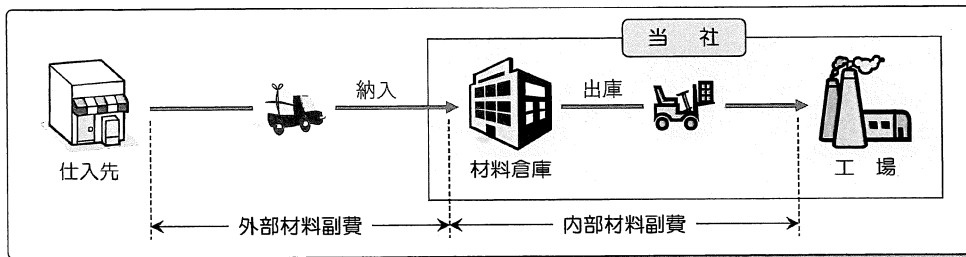
外部材料副費（引取費用）
内部材料副費（取扱保管費）

外部材料副費（引 取 費 用）… 仕入先から当社の倉庫に納入されるまでに要する付随費用

〈例〉買入手数料、引取運賃、荷役費、保険料、関税など

内部材料副費（取扱保管費）… 倉庫から製造現場に出庫されるまでに要する付随費用

〈例〉購入事務費、検収費、整理費、手入費、保管費など



購入原価 = 購入代価 + 外部材料副費

または

購入原価 = 購入代価 + 外部材料副費 + 内部材料副費※

※ 内部材料副費の一部または全部を購入原価に算入しないことができる（基準11(四)2）。

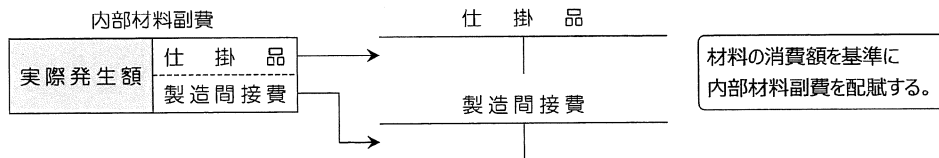
どうして？



研究 購入原価に算入しない内部材料副費 (P.40)

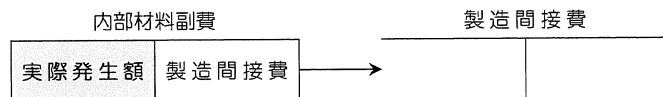
(1) 出庫材料に配賦する方法（参考）

内部材料副費を材料の購入原価に算入せず、材料の出庫時に材料費に配賦する。



(2) 製造間接費として処理する方法 ⇔ 一般的にはこっち！

材料の購入原価に算入しなかった内部材料副費は、_____として製造間接費勘定に振り替える。



① 材料副費の実際配賦 ⇨ 設例4-1 (P.34) [問1]

・ 内部材料副費の実際配賦率の算定

$$\text{実際配賦率} = \frac{\text{材料副費実際発生額}}{\text{実際配賦基準数値 (購入代価)}^*} = \frac{231,620\text{円}}{3,130,000\text{円}} \times 100 = 7.4\%$$

※ 購入代価合計：@2,100円×500個+@2,200円×400個+@2,000円×600個=3,130,000円

・ 購入原価と購入単価の計算

$$4/8: \text{購入原価; @2,100円} \times 500\text{個} + \boxed{\text{円}} + \boxed{\text{円} \times 7.4\%} = \boxed{\text{円}}$$

購入代価 1,050,000円 引取費用 内部材料副費実際配賦額

$$4/16: \text{購入原価; @2,200円} \times 400\text{個} + \boxed{\text{円}} + \boxed{\text{円} \times 7.4\%} = \boxed{\text{円}}$$

購入代価 880,000円 引取費用 内部材料副費実際配賦額

$$4/25: \text{購入原価; @2,000円} \times 600\text{個} + \boxed{\text{円}} + \boxed{\text{円} \times 7.4\%} = \boxed{\text{円}}$$

購入代価 1,200,000円 引取費用 内部材料副費実際配賦額

② 材料副費の予定配賦 (P.33)

予算データより、「予定配賦率」を算定する。

$$\text{予定配賦率} = \frac{\text{年間（または月間）の材料副費予算額}}{\text{年間（または月間）の予定配賦基準数値}}$$

実際データより、「予定配賦額」を計算する。

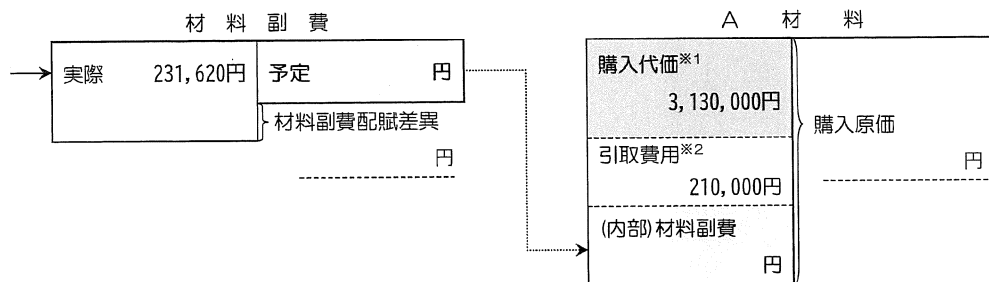
$$\text{予定配賦額} = \text{予定配賦率} \times \text{実際配賦基準数値}$$

とくに購入時点で金額が未確定のことが多い内部材料副費について、「購入代価の5%を算入する」など予定配賦することがあります。



設例 4-1 (P.34) [問2]

$$\text{予定配賦率} = \frac{\text{材料副費年間予算額}}{\text{年間予定購入代価}} = \frac{3,024,000\text{円}}{50,400,000\text{円}} \times 100 = 6\%$$



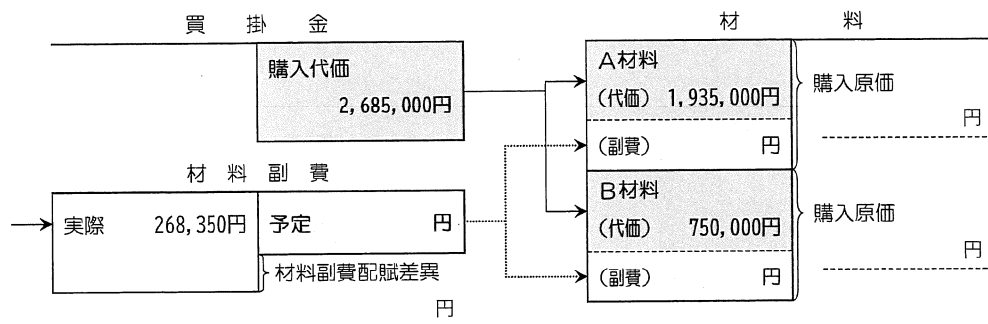
※1 購入代価：1,050,000円+880,000円+1,200,000円=3,130,000円

※2 引取費用：60,000円+60,000円+90,000円=210,000円

(材	料)	(買 掛 金)	3,130,000
		(現 金)	210,000
		(材 料 副 費)	

設例 4-2 [問1] 一括して予定配賦（総括配賦：購入量を基準）(P.37)

$$\text{予定配賦率} = \frac{\text{材料副費年間予算額}}{\text{年間予定購入数量}} = \frac{3,230,000\text{円}}{115,000\text{kg} + 75,000\text{kg}} = \text{◎} \text{ 円/kg}$$



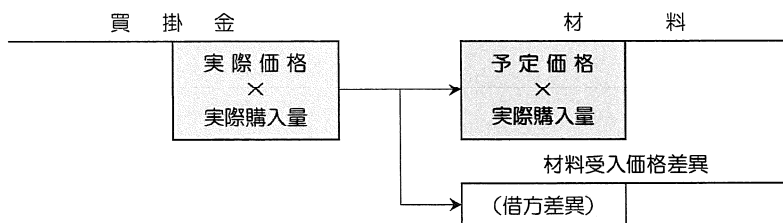
⇒ [問2] 費目別に予定配賦する場合は、各自解いてみましょう。

(2) 予定価格による材料の購入原価の計算 (P.44) …「材料受入価格差異(購入材料価格差異)」の把握

※ 材料の“購入原価”は、必要ある場合には、予定価格等をもって計算することができる。

- ・計算および記帳の簡略化・迅速化のため ⇒ 実際の数量さえ分かれば、計算・記帳が可能だから
- ・購買活動(購買部門)の管理のため ⇒ 購入分について価格差異を把握するから

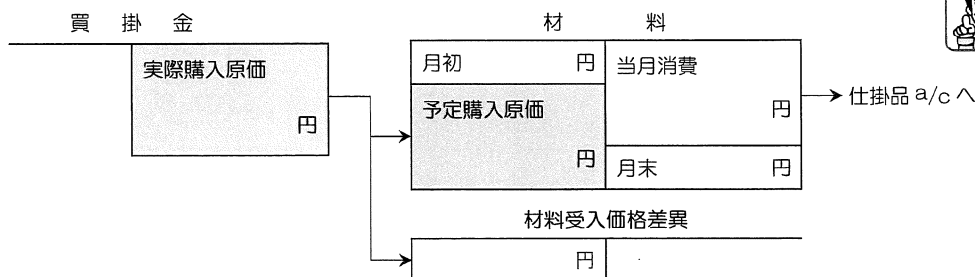
問題の指示:「材料勘定には予定価格で _____ 」⇒ 購入時に予定価格で受入記帳している。



$$\text{材料受入価格差異} = (\text{予定価格} - \text{実際価格}) \times \text{実際購入量}$$

材料受入価格差異なので、必ず「購入量」をもとに計算しましょう。

設例 4-3 (P.44)



材料受入価格差異は、いずれテキスト2の標準原価計算においても出てくる。その際には差異の計算が必ずできるようにしよう(差異金額だけで点数をくれる)。なお、この材料受入価格差異は、会計年度末に当期消費分(払出高分)と期末在庫分に按分計算することになる(詳しくはテキスト2のテーマ9)。また、すぐあとで出てくる「材料消費価格差異」とは明確に区別しよう。こちらは購入時には実際価格で計算し、消費時に消費量につき予定消費価格で計算する。すなわち、購入時に「材料受入価格差異」を把握していれば、消費時もその予定購入価格で計算するため、「材料消費価格差異」を別途異なる価格で計算するなんてことはしないのである(材料受入価格差異のうち消費分に対する分が材料消費価格差異となる)。

3. 材料消費時の処理 (P.46)

(仕 掛 品)	×××	(材 料)	×××
(製 造 間 接 費)	×××		

$$\text{材料の消費額(材料費)} = \text{材料消費数量} \times \text{材料消費価格}$$

→ 継続記録法

帳簿 - 実地 = 減耗

→ 棚卸計算法

→ 実際消費価格

平均法と先入先出法

→ 予定消費価格(予定価格法)

(1) 材料消費数量の計算 (P. 47)

① 継続記録法 ⇒ 主要材料費・買入部品費の計算

材 料	
月 初 数 量	当 月 消 費 量 (払出数量)
当 月 購 入 量 (受入数量)	
	実地棚卸数量

帳簿棚卸数量
残っているはずの数量
実際に残っていた数量

② 棚卸計算法 ⇒ 補助材料費の計算

材 料	
月 初 数 量	当 月 消 費 量 (払出数量)
当 月 購 入 量 (受入数量)	
	実地棚卸数量

⇒ 差引
実際に残っていた数量

〈両方法の長所と短所〉

継続記録法 … 長所：帳簿残高と実地残高を比較して棚卸減耗が把握でき、材料の管理に有効である。

短所：記帳に手間がかかり、煩雑である。

棚卸計算法 … 長所：計算・記帳手続が簡略化される。

短所：帳簿残高が判明しないため、棚卸減耗が把握できず、材料の管理に適さない。

なお、棚卸減耗とは、材料の保管中に生じた、破損・紛失・蒸発などによる減耗量のこと、その発生金額が棚卸減耗費である（正常なものあれば、異常なものもあるというのは後述！）。

長所と短所が裏表の関係だね〜。



(2) 材料消費価格の計算

① 実際価格による材料消費額の計算 (P. 47)

材料の消費価格は、原則として購入原価にもとづいて計算するが、同じ材料でも購入時期や仕入先によって購入原価が異なる場合には、「平均法」や「先入先出法」によって材料の消費価格を決定する。

設例

次の資料にもとづいて、A材料の当月消費価格を(1)平均法および(2)先入先出法により計算しなさい。

(資料)

A材料の月初有高は20kg (@100円)、月間の購入高は80kg (@125円)、月間の材料払出数量は70kgであった。

(1) 平均法 (AM)

A 材 料	
2,000円	月初有高 @100円 20kg
10,000円	購入高 @125円 80kg
	消費高 70kg
	月末有高 30kg
12,000円	@ 円 100kg

(平均単価)

差額でもOK

(2) 先入先出法 (FIFO)

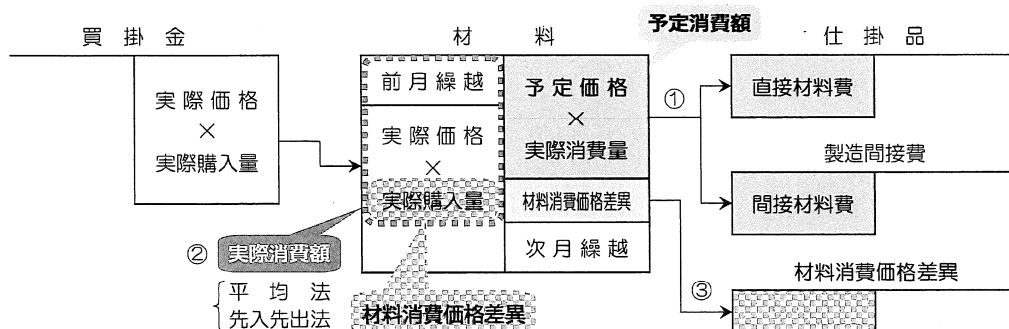
A 材 料	
2,000円	月初有高 @100円 20kg
10,000円	購入高 @125円 80kg
	消費高 20kg + 50kg = 70kg
	月末有高 30kg

差額でもOK

② 予定価格による材料消費額の計算 (P.48) …「材料消費価格差異」の把握

※ 材料の“消費価格”は、必要ある場合には、予定価格等をもって計算することができる。

- ・計算および記帳の簡略化・迅速化のため ⇨ 実際の消費数量が分かれば、計算・記帳が可能だから
- ・材料の価格変動による製品原価の変動を排除するため（季節的変動の排除）



〈予定価格法の手順〉

- ① 予定価格を用いて予定消費額を計算し、仕掛品勘定または製造間接費勘定に振替える。
- ② 平均法・先入先出法により実際消費額を計算する。
- ③ 予定消費額と実際消費額を比較することにより材料消費価格差異を把握する。

⇨ (P.50) **設例 4-4** (省略)

4. 月末材料の管理 (P.55) …「材料棚卸減耗」の把握

正常（原価性あり）… 間接経費（発生経費）⇨ _____

異常（原価性なし）… 非原価項目 ⇨ 棚卸減耗費勘定 ⇨ _____

費用の勘定

（P/L上は「営業外費用」または「特別損失」）



正常な棚卸減耗とは、いつもどおりに（経常的に）発生した棚卸減耗のことである。

一方、異常な棚卸減耗といった場合は、火災や風水害など、通常起こり得ないような事象による棚卸減耗もあれば、いつもよりも多く（数量的に超過して）発生した棚卸減耗もある。

⇨ (P.56) **設例 4-5**

（注） 正常な棚卸減耗費について、年度初めに年間発生額を「棚卸減耗引当金」として見積り計上しておき、毎月、実際発生額のみを取り崩す処理を行うこともある（⇨ P.84 補足では別の方法を紹介している）。

- ① 年間発生額の見積額（600円）の計上時（期首）

（棚卸減耗引当金繰入）	600	（棚卸減耗引当金）	600
-------------	-----	-----------	-----
- ② 当月の実際発生額（50円）の判明時（月末）

（棚卸減耗引当金）	50	（材料）	50
-----------	----	------	----

設例 4-5 (P.56)

② 実際消費額 (FIFO)

A 材料	
月初 @199円 1,000kg 199,000円	予定消費額 円 ① → 仕掛品 a/c へ 8,000kg
購入	差異 円 ③
@207円 9,000kg 1,863,000円	棚減(正常) 円 (30kg) → 製造間接費 a/c へ
	棚減(異常) 円 (20kg) → 棚卸減耗費 a/c へ (または損益 a/c へ)
〈帳簿 2,000kg〉	実地棚卸高 円 (1,950kg)

B 材料 (AM)	
月初 @142円 800kg 113,600円	消費 円 → 製造間接費 a/c へ (差引) 6,200kg
購入 @145.4円 6,000kg 872,400円	月末 円 600kg

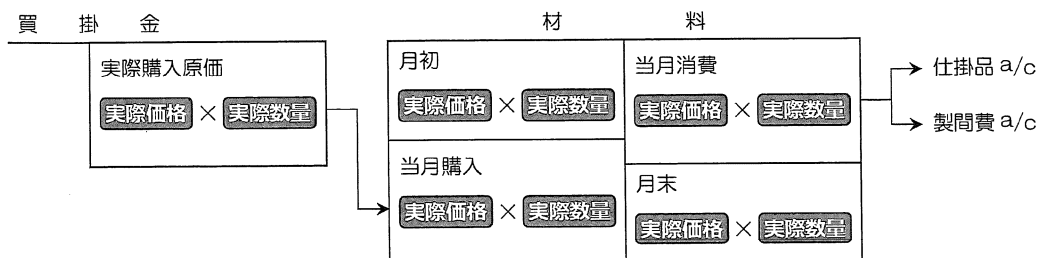
C材料 105,600円 → 製造間接費 a/c へ

(注) 差異は借方または貸方のいずれかに記入し、不要な () 内には「—」を記入すること (単位: 円)。

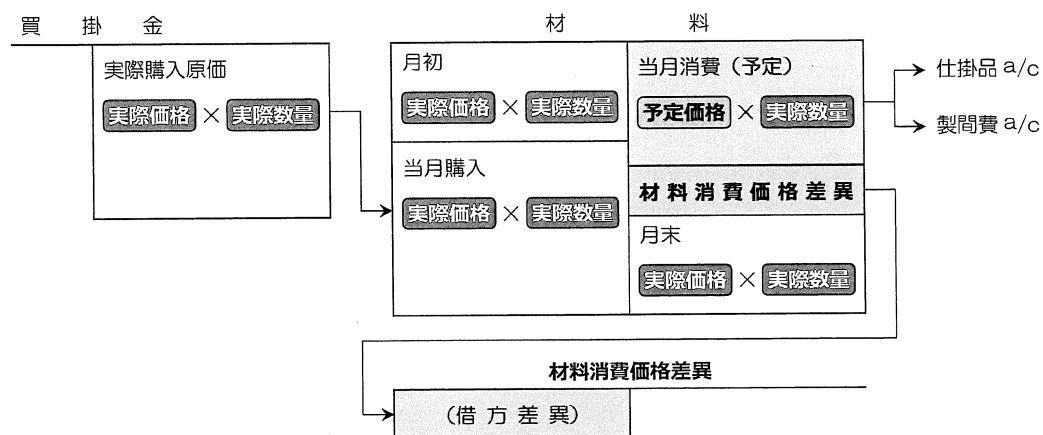
材		料	
前 月 繰 越 ()		仕 掛 品 ()	
買 掛 金 ()		製 造 間 接 費 ()	
材料消費価格差異 ()		材料消費価格差異 ()	
		棚 卸 減 耗 費 ()	
		次 月 繰 越 ()	
	()		()
材料消費価格差異			
材 料 ()		材 料 ()	

【材料消費額のまとめ】

《原則》 実際価格による消費額

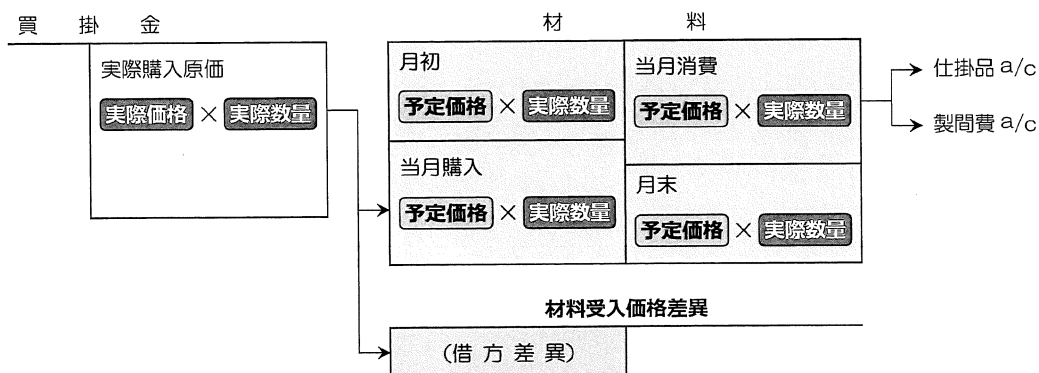


《容認①》 予定価格による消費額 ⇨ 材料消費価格差異



（注） 予定消費価格を用いる理由として、①計算の簡略化・迅速化および②材料の価格変動による製品原価の変動の排除がある。

《容認②》 予定価格による購入原価 ⇨ 材料受入価格差異（購入材料価格差異）



（注） 予定受入価格を用いる理由として、①計算の簡略化・迅速化および②購買部門の管理がある。
消費時点で予定価格を用いるよりも、購入時点で予定価格を用いた方が、購買活動の管理ができるため望ましいと言われる。

参考

製品の製造上使用される材料は、購入の見地から次の2つに分けられる。

じょうび
常備材料 … たえず使用する必要上常備しておかなければならない材料である。

ひきあて
引当材料 … 特定の受注品を製造するため、特別にそのために購入する材料である。

いずれ学習する
意思決定では、
この違いを考慮
することもあるよ。



【トレーニング】 AA：過去問の類題，A：重要，B：基本，C：参考，D：不要

テーマ4 材料費会計

		論 点	テキスト	過去問の類題	標準解答時間
4-1	C	材料副費の実際配賦	設例4-1		3分
4-2	C	材料副費の予定配賦（総括配賦と費目別配賦）	設例4-1		5分
4-3	C	材料副費の予定配賦	設例4-2		3分
4-4	C	材料副費の処理（〔設問2〕のみでOK）	P.40 設例 〔問2〕		3分
4-5	B	受入価格差異の処理	設例4-3		3分
4-6	A	受入価格差異の処理			5分
4-7	B	消費価格差異の処理（先入先出法）	設例4-4		5分
4-8	A	消費価格差異の処理（主要材料と補助材料）			10分
4-9	B	消費価格差異の処理			10分
4-10	AA	製品別実際消費額の計算	—	第156回（工簿）	12分
4-11	C	棚卸減耗（仕訳）	設例4-5		3分
4-12	B	棚卸減耗（勘定記入）			5分
4-13	B	消費価格差異の処理			5分
4-14	A	消費価格差異の処理（先入先出法）			10分

次回のミニテストの類題

設例4-4

設例4-5

問題4-8

問題4-12

問題4-14

【過去問】 第156回（工簿）第1問・第2問

第158回（工簿）第2問

【原価計算基準】

『基準9』費目別計算

『基準11』材料費計算（うち、（三）4 後入先出法は、廃止されました。）

『基準14』費目別計算における予定価格等の適用

『基準37』販売費および一般管理費要素の分類基準 → 販売費および一般管理費となるものの例示

『基準38』販売費および一般管理費の計算

『基準39』技術研究費

一応、『設定前文』および『基準1』～『基準8』まではすでに読むことができます。
ただ、概念的な事柄の説明だったりして、とても読みづらかったりします。



日商1級

工原(1)A2-1

1級工業簿記・原価計算 ミニテスト 第1回

～工原講義Ⅰ第2回実施～ (制限時間) 15分

【問題】(25点)

当社は、受注生産により家具の製造・販売を行っている。次に示す当社の当期資料にもとづいて、製造指図書別原価計算表を作成し、仕掛品勘定へ記入するとともに損益計算書（営業利益まで）を作成しなさい。ただし、原価差異は当年度の売上原価に賦課するものとする。

(資料)

1. 総勘定元帳の勘定残高の一部

	前期末	当期末
材 料	15,000円	12,000円
仕 掛 品	148,200円	? 円
製 品	346,000円	? 円

2. 当期中の取引の一部

(1) 材料仕入高	580,000円
(2) 貸金実際消費額	416,500円
(3) 製造間接費予定配賦額	? 円
(4) 製造間接費実際発生額	602,000円

3. その他

- (1) 材料はすべて直接材料として消費される。
 (2) 貸金はすべて直接工のものであり、直接工は直接作業にのみ従事している。
 (3) 製造間接費は、予定配賦率1,200円/時間により直接作業時間を基準に各製造指図書へ予定配賦している。
 (4) 製造指図書別の直接材料実際出庫額及び実際直接作業時間は次のとおりである。

	No.102	No.103	No.104	No.105	合 計
材 料 出 庫 額	— 円	222,000円	165,000円	196,000円	583,000円
直 接 作 業 時 間	96時間	140時間	230時間	24時間	490時間

(5) 製造指図書別の製造・販売状況

当期に製造または販売された製造指図書別のデータは次のとおりである。当期には下記の製造指図書以外の製造または販売は行われていない。

No.101 …… 前期中に完成済みであったが、顧客への引き渡しは当期に行われた（引渡価額580,000円）。

No.102 …… 前期に製造に着手し、前期末は未完成であったが、当期に完成・引き渡し済みである（引渡価額550,000円）。

No.103 …… 当期に製造に着手し、当期中に完成し、引き渡し済みである（引渡価額850,000円）。

No.104 …… 当期に製造に着手し、当期中に完成したが、顧客には引き渡していない。

No.105 …… 当期に製造に着手したが、期末において未完成である。

- (6) 当期の販売費及び一般管理費は655,000円であった。

日商1級

工原(1)A2-2

1級工原ミニテスト第1回 (制限時間) 15分

～工原講義Ⅰ第2回実施～

会 員 番 号 (10桁)

誕生月日(例: 4月29日⇒0429)

フリガナ

得 点 (25点満点)

氏 名



0046182104310

製造指図書別原価計算表

(単位: 円)

	No.102	No.103	No.104	No.105	合 計
期首仕掛品					
直接材料費					
直接労務費					
製造間接費					
合 計					

(注) 下記の () 内には金額を、仕掛品勘定の [] 内には適切な勘定科目名を、
損益計算書の [] 内には適切な表示名称を記入しなさい。

仕 掛 品

(単位: 円)

前 期 繰 越	()	[]	()
材 料	()	次 期 繰 越	()
賃 金	()		
製 造 間 接 費	()		
	()		()

損 益 計 算 書

××社

自×年1月1日

至×年12月31日

(単位: 円)

Ⅰ 売 上 高

()

Ⅱ 売 上 原 価

1. 期首製品棚卸高 ()

2. [] ()

合 計 ()

3. 期末製品棚卸高 ()

差 引 ()

4. [] ()

売上総利益

()

Ⅲ 販売費及び一般管理費

()

営 業 利 益

()

日商1級

工原(1)B3-1

日商1級 工業簿記・原価計算

ミニテスト 第1回 解答・解説

工原講義Ⅰ 第2回実施

【解 答】

製造指図書別原価計算表

(単位：円)

	No.102	No.103	No.104	No.105	合 計
期首仕掛品	148,200	—	—	—	148,200
直接材料費	—	222,000	165,000	196,000	583,000
直接労務費	③ 81,600	119,000	195,500	20,400	416,500
製造間接費	115,200	168,000	③ 276,000	28,800	588,000
合 計	345,000	③ 509,000	636,500	245,200	1,735,700

(注) 下記の () 内には金額を、仕掛品勘定の [] 内には適切な勘定科目名を、
損益計算書の [] 内には適切な表示名称を記入しなさい。

仕 掛 品		(単位：円)
前 期 繰 越	(148,200)	[製 品] (1,490,500)
材 料	(583,000)	次 期 繰 越 (③ 245,200)
賃 金	(③ 416,500)	
製 造 間 接 費	(588,000)	
	(1,735,700)	(1,735,700)

損 益 計 算 書

××社

自×年1月1日

至×年12月31日

(単位：円)

Ⅰ 売 上 高

(③ 1,980,000)

Ⅱ 売 上 原 価

1. 期首製品棚卸高 (346,000)

2. [当期製品製造原価] (1,490,500)

合 計 (1,836,500)

3. 期末製品棚卸高 (636,500)

差 引 (1,200,000)

4. [原 価 差 額] (14,000) ③ (1,214,000)

売上総利益 (766,000)

Ⅲ 販売費及び一般管理費

(655,000)

営 業 利 益 (④ 111,000)

○数字は採点基準 合計25点

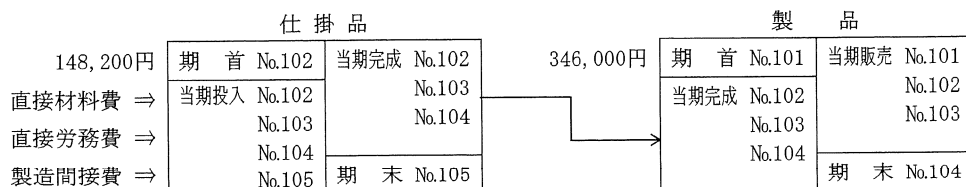
日商1級

工原(1)B3-2

【解答への道】

1. 当期の製造・販売の流れを整理すると次のとおりである。資料3.(5)から、期首製品(No.101)と期首仕掛品(No.102)を見落とさないように注意する。

解答手順としては、製造指図書別原価計算表を作成し、指図書別の製造原価を計算したうえで、仕掛品勘定への記入および損益計算書の作成をおこなう。



2. 製造指図書別原価計算表の作成と仕掛品勘定の記入

製造指図書別原価計算表					(単位：円)
	No.102	No.103	No.104	No.105	合 計
期首仕掛品	148,200	—	—	—	148,200
直接材料費*1	—	222,000	165,000	196,000	583,000
直接労務費*2	81,600	119,000	195,500	20,400	416,500
製造間接費*3	115,200	168,000	276,000	28,800	588,000
合 計	345,000	509,000	636,500	245,200	1,735,700
備 考	完成・引渡済	完成・引渡済	完成・在庫	仕掛中	

仕掛品勘定貸方の記入

*1 直接材料費 … 資料3.(4)の製造指図書別の材料出庫額を転記する。

*2 直接労務費 … 直接労務費＝実際消費賃率(850円/時間)^(注)×指図書別の直接作業時間

(注) 実際消費賃率は、賃金実際消費額から計算する。

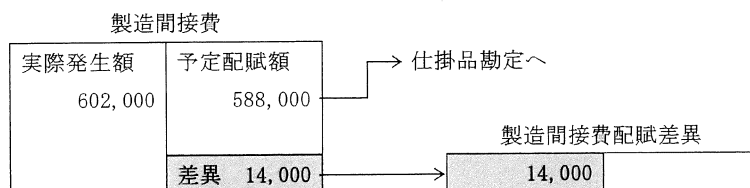
$$\text{実際消費賃率} = \frac{416,500\text{円}}{490\text{時間}} = 850\text{円/時間}$$

*3 製造間接費 … 予定配賦額＝予定配賦率(1,200円/時間)×指図書別の直接作業時間

なお、製造間接費配賦差異(原価差異)は、当年度の売上原価に賦課する。

製造間接費配賦差異：予定配賦額－実際発生額

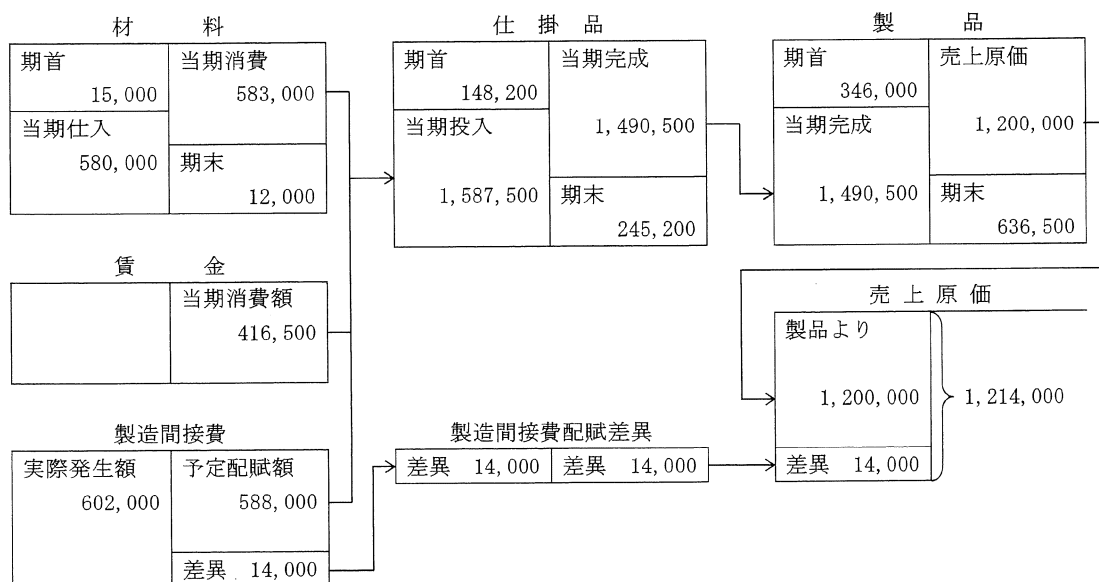
$$= 1,200\text{円/時間} \times 490\text{時間} - 602,000\text{円} = (-)14,000\text{円} \text{〔借方〕}$$



日商1級

工原(1)B3-3

参考までに、勘定連絡図を示すと次のようになる。なお、製品勘定は損益計算書の売上原価の内訳に対応している（単位：円）。



この教材の著作権はTAC株式会社または権利者に帰属しています。

当社が特に認めた場合または著作権法上の例外を除き、当社に無断で複製、転載等をおこなうことは禁じられています。

TAC  **セミナー**

原価計算基準

目 次

原価計算基準の設定について

第1章 原価計算の目的と原価計算の一般的基準 p3

- 1 原価計算の目的
- 2 原価計算制度
- 3 原価の本質
- 4 原価の諸概念
- 5 非原価項目
- 6 原価計算の一般的基準

第2章 実際原価の計算 p8

- 7 実際原価の計算手続

第1節 製造原価要素の分類基準 p8

- 8 製造原価要素の分類基準

第2節 原価の費目別計算 p9

- 9 原価の費目別計算
- 10 費目別計算における原価要素の分類
- 11 材料費計算
- 12 労務費計算
- 13 経費計算
- 14 費目別計算における予定価格等の適用

第3節 原価の部門別計算 p12

- 15 原価の部門別計算
- 16 原価部門の設定
- 17 部門個別費と部門共通費
- 18 部門別計算の手続

第4節 原価の製品別計算 p14

- 19 原価の製品別計算および原価単位
- 20 製品別計算の形態
- 21 単純総合原価計算
- 22 等級別総合原価計算
- 23 組別総合原価計算
- 24 総合原価計算における
完成品総合原価と期末仕掛品原価
- 25 工程別総合原価計算
- 26 加工費工程別総合原価計算

- 27 仕損および減損の処理
- 28 副産物等の処理と評価
- 29 連産品の計算
- 30 総合原価計算における直接原価計算
- 31 個別原価計算
- 32 直接費の賦課
- 33 間接費の配賦
- 34 加工費の配賦
- 35 仕損費の計算および処理
- 36 作業くずの処理

第5節 販売費および一般管理費の計算 p20

- 37 販売費および一般管理費の分類基準
- 38 販売費および一般管理費の計算
- 39 技術研究費

第3章 標準原価の計算 p20

- 40 標準原価算定の目的
- 41 標準原価の算定
- 42 標準原価の改訂
- 43 標準原価の指示

第4章 原価差異の算定および分析 p23

- 44 原価差異の算定および分析
- 45 実際原価計算制度における原価差異
- 46 標準原価計算制度における原価差異

第5章 原価差異の会計処理 p25

- 47 原価差異の会計処理

原価計算基準の設定について

わが国における原価計算は、従来、を作成するに当たってを正確に算定表示するとともに、に対して資料を提供することを主たる任務として成立し、発展してきた。

しかしながら、近時、のため、とくにおよびに役立つための原価計算への要請は、著しく強まってきており、今日、原価計算に対して与えられる目的は、単一ではない。

すなわち、企業のは、を確定しての作成に役立つとともに、原価を分析し、これを者に提供し、もっておよびに役立つことが必要とされている。したがって、は、各企業がそれに対して期待する役立ちの程度において重点の相違はあるが、いずれの計算目的にもともに役立つように形成され、一定のとしてに行なわれるものであることを要する。ここに原価計算に対して提起される諸目的をし、原価計算を制度化するため、としての原価計算基準が、設定される必要がある。

原価計算基準は、かかるとして、わが国現在の企業における原価計算ののうちから、一般にと認められるところをして設定されたものである。

しかしながら、この基準は、個々の企業の原価計算手続をに規定するものではなく、個々の企業が有効な原価計算手続を規定し実施するための基本的なを明らかにしたものである。

したがって、企業が、その原価計算手続を規定するに当たっては、この基準がをもつものであることの理解のもとに、この基準にのっとり、業種、経営規模その他当該企業の個々の条件に応じて、に即するように適用されるべきものである。

この基準は、の一環を成し、そのうちとくにに関して規定したものである。それゆえ、すべての企業によって尊重されるべきであるとともに、たな卸資産の評価、原価差額の処理など企業の原価計算に関係ある事項について、の制定、改廃等が行なわれる場合にも、この基準が充分にされることが要望される。

- ① 財務諸表
- ② 真実の原価
- ③ 価格計算
- ④ 経営管理
- ⑤ 業務計画
- ⑥ 原価管理
- ⑦ 原価計算制度
- ⑧ 計算秩序
- ⑨ 常時継続的
- ⑩ 調整
- ⑪ 実践規範
- ⑫ 慣行
- ⑬ 公正妥当
- ⑭ 要約
- ⑮ 画一
- ⑯ わく
- ⑰ 弾力性
- ⑱ 実情
- ⑲ 企業会計原則
- ⑳ 原価
- ㉑ 法令
- ㉒ しん酌

昭和37年11月8日企業会計審議会

第1章 原価計算の目的と原価計算の一般的基準

1 原価計算の目的

原価計算には、各種の異なる目的が与えられるが、主たる目的は、次のとおりである。

- (一) 企業の出資者、債権者、経営者等のために、過去の一定期間における損益ならびに期末における財政状態を ① に表示するために必要な ② を集計すること。
- (二) ③ に必要な原価資料を提供すること。
- (三) ④ の各階層に対して、⑤ に必要な原価資料を提供すること。ここに ⑤ とは、原価の標準を設定してこれを指示し、原価の実際の発生額を計算記録し、これを ⑥ と比較して、その差異の原因を分析し、これに関する資料を ④ に報告し、⑦ を増進する措置を講ずることをいう。
- (四) ⑧ ならびに ⑨ のために必要な原価資料を提供すること。ここに予算とは、予算期間における企業の各業務分野の具体的な計画を ⑩ に表示し、これを総合編成したものをいい、予算期間における企業の ⑪ を指示し、各業務分野の諸活動を ⑫ し、企業全般にわたる ⑬ の要具となるものである。予算は、⑭ に関する総合的な ⑮ であるが、予算編成の過程は、たとえば製品組合せの決定、部品を自製するか外注するか決定等個々の ⑯ に関する ⑰ を含むことは、いうまでもない。
- (五) 経営の ⑱ を設定するに当たり、これに必要な原価情報を提供すること。ここに ⑱ とは、経済の動態的变化に適応して、経営の給付目的たる製品、経営立地、生産設備等 ⑲ に関する基本的事項について、⑳ を決定し、㉑ を合理的に ㉒ することをいい、㉒ に行なわれる決定である。

2 原価計算制度

この基準において原価計算とは、制度としての原価計算をいう。① は ② の作成、③、④等の異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の⑤である。かかるものとしての①は、⑥のらち外において⑦に行なわれる原価の統計的、技術的計算ないし調査ではなくて、⑥と⑧に結びつき⑨に行なわれる計算体系である。原価計算制度は、この意味で⑩にほかならない。

①において計算される原価の種類およびこれと⑥との結びつきは、単一ではないが、しかし①を大別して⑪と⑫とに分類することができる。

⑪は、製品の実際原価を計算し、これを財務会計の主要帳簿に組み入れ、製品原価の計算と財務会計とが、実際原価をもって⑧に結合する①である。③の上必要ある場合には、⑪においても必要な原価の⑬を⑭のわく外において設定し、これと実際との差異を⑮し、⑯することがある。

⑫は、製品の標準原価を計算し、これを財務会計の主要帳簿に組み入れ、製品原価の計算と財務会計とが、標準原価をもって⑧に結合する①である。⑫は、必要な計算段階において実際原価を計算し、これと標準との差異を⑮し、⑯する計算体系である。

- ① 財務諸表
- ② 真実の原価
- ③ 価格計算
- ④ 経営管理者
- ⑤ 原価管理
- ⑥ 標準
- ⑦ 原価能率
- ⑧ 予算の編成
- ⑨ 予算統制
- ⑩ 貨幣的
- ⑪ 利益目標
- ⑫ 調整
- ⑬ 総合的管理
- ⑭ 業務執行
- ⑮ 期間計画
- ⑯ 選択的事項
- ⑰ 意思決定
- ⑱ 基本計画
- ⑲ 経営構造
- ⑳ 経営意思
- ㉑ 組成
- ㉒ 随時的

- ① 原価計算制度
- ② 財務諸表
- ③ 原価管理
- ④ 予算統制
- ⑤ 計算秩序
- ⑥ 財務会計機構
- ⑦ 随時断片的
- ⑧ 有機的
- ⑨ 常時継続的
- ⑩ 原価会計
- ⑪ 実際原価計算制度
- ⑫ 標準原価計算制度
- ⑬ 標準
- ⑭ 勘定組織
- ⑮ 分析
- ⑯ 報告

企業が、この基準ののちとして、原価計算を実施するに当たっては、上述の意味における ⑪ または ⑫ のいずれかを、当該企業が原価計算を行なう目的の重点、その他企業の個々の条件に応じて適用するものとする。

広い意味での原価の計算には、① 以外に、経営の ⑰ および予算編成における ⑱ の決定に必要な特殊の原価たとえば ⑲ , ⑳ , 付加原価等を、随時に統計的、技術的に調査測定することも含まれる。しかしかかる ㉑ は、制度としての原価計算の ㉒ に属するものとして、この基準に含めない。

3 原価の本質

原価計算制度において、原価とは、経営における一定の ① にかかわらせて、は握された財貨又は用役（以下これを「財貨」という。）の消費を、貨幣価値的に表わしたものである。

(一) 原価は、経済 ② の消費である。経営の活動は、一定の財貨を生産し販売することを目的とし、一定の財貨を作り出すために、必要な財貨すなわち経済 ② を消費する過程である。原価とは、かかる経営過程における ② の消費を意味する。

(二) 原価は、経営において作り出された一定の ① に転嫁される ② であり、その ① にかかわらせて、は握されたものである。ここに ① とは、経営が作り出す財貨をいい、それは経営の最終給付のみでなく、③ をも意味する。

(三) 原価は、④ に関連したものである。経営の目的は、一定の財貨を ⑤ し ⑥ することにあり、経営過程は、このための ② の消費と生成の過程である。原価は、かかる財貨の ⑤ , ⑥ に関して消費された経済 ② であり、④ に関連しない ② の消費を含まない。⑦ は、財貨の生成および消費の過程たる経営過程以外の、資本の調達、返還、利益処分等の活動であり、したがってこれに関する費用たるいわゆる ⑧ は、原則として原価を構成しない。

(四) 原価は、⑨ 的なものである。原価は、⑩ のもとにおける経営活動を前提として、は握された ② の消費であり、⑪ を原因とする ② の減少を含まない。

4 原価の諸概念

原価計算制度においては、原価の本質的規定にしたがい、さらに各種の目的に規定されて、具体的には次のような諸種の原価概念が生ずる。

(一) 実際原価と標準原価

原価は、その ① および価格の算定基準を異にするにしたがって、実際原価と標準原価とに区別される。

1 実際原価とは、財貨の ② をもって計算した原価をいう。ただし、その ② は、経営の ③ を前提とするものであり、したがって、④ を原因とする異常な ① は、実際原価の計算においてもこれを ② と解さないものとする。

実際原価は、厳密には実際の ⑤ をもって計算した原価の実際発生額であるが、原価を ⑥ 等をもって計算しても、① を実際によって計算する限り、それは実際原価の計算である。ここに ⑥ とは、将来の一定期間における実際の ⑤ を予想することによって定めた価格をいう。

- ⑰ 基本計画
- ⑱ 選択的事項
- ⑲ 差額原価
- ⑳ 機会原価
- ㉑ 特殊原価調査
- ㉒ 範囲外

① 給付

② 価値

③ 中間的給付

④ 経営目的

⑤ 生産

⑥ 販売

⑦ 財務活動

⑧ 財務費用

⑨ 正常

⑩ 正常な状態

⑪ 異常な状態

① 消費量

② 実際消費量

③ 正常な状態

④ 異常な状態

⑤ 取得価格

⑥ 予定価格

2 標準原価とは、財貨の消費量を ① , ② 調査に基づいて ③ となるように予定し、かつ、 ④ 又は ⑤ をもって計算した原価をいう。この場合、 ③ としての標準とは、その標準が適用される期間において達成されるべき原価の ⑥ を意味する。

標準原価計算制度において用いられる標準原価は、 ⑦ 又は ⑧ である。

⑦ とは、 ⑨ のもとにおいて、その達成が期待されうる標準原価をいい、通常生ずると認められる程度の減損、仕損、遊休時間等の ⑩ を含む原価であり、かつ、比較的 ⑪ における ⑫ および ④ を前提として決定され、これら諸条件の変化に伴い、しばしば ⑬ される標準原価である。

⑦ は、 ⑭ に最も適するのみでなく、 ⑮ の算定および ⑯ のためにも用いられる。

⑧ とは、経営における ⑰ を排除し、経営活動に関する比較的 ⑱ にわたる過去の実際数値を統計的に ⑲ し、これに ⑳ を加味した

㉑ , ㉒ および ㉓ に基づいて決定される原価をいう。⑧ は、経済状態の安定している場合に、 ㉔ のために最も適するのみでなく、

㉕ のための標準としても用いられる。

標準原価として、実務上 ㉖ が意味される場合がある。㉖ とは、将来における財貨の予定消費量と予定価格とをもって計算した原価をいう。㉖ は、 ㉗ に適するのみでなく、 ㉘ および ㉙ の算定のためにも用いられる。

㉘ のために時として ㉚ が用いられることがあるが、かかる標準原価は、この基準にいう制度としての標準原価ではない。㉚ とは、技術的に達成可能な最大操業度のもとにおいて、最高能率を表わす最低の原価をいい、財貨の消費における減損、仕損、遊休時間等に対する ⑩ を許容しない理想的水準における標準原価である。

(二) 製品原価と期間原価

原価は、財務諸表上収益との対応関係に基づいて、 ① と ② とに区別される。

① とは、一定単位の製品に集計された原価をいい、 ② とは、一定期間における発生額を、当期の収益に直接対応させて、は握した原価をいう。① と ② との範囲の区別は相対的であるが、通常、売上品およびたな卸資産の価額を構成する ③ を製品原価とし、販売費および一般管理費は、これを ② とする。

(三) 全部原価と部分原価

原価は、集計される原価の範囲によって、 ① と ② とに区別される。

① とは、一定の給付に対して生ずる全部の製造原価又はこれに販売費および一般管理費を加えて集計したものをいい、 ② とは、そのうち一部分のみを集計したものをいう。

② は、計算目的によって各種のものを計算することができるが、最も重要な ② は、変動直接費および変動間接費のみを集計した ③ である。

- ① 科学的
- ② 統計的
- ③ 能率の尺度
- ④ 予定価格
- ⑤ 正常価格
- ⑥ 目標
- ⑦ 現実的標準原価
- ⑧ 正常原価
- ⑨ 良好な能率
- ⑩ 余裕率
- ⑪ 短期
- ⑫ 予定操業度
- ⑬ 改訂
- ⑭ 原価管理
- ⑮ たな卸資産価額
- ⑯ 予算の編成
- ⑰ 異常な状態
- ⑱ 長期
- ⑲ 平準化
- ⑳ 将来のすう勢
- ㉑ 正常能率
- ㉒ 正常操業度
- ㉓ 正常価格
- ㉔ たな卸資産価額の算定
- ㉕ 予定原価
- ㉖ 理想標準原価

- ① 製品原価
- ② 期間原価
- ③ 全部の製造原価

- ① 全部原価
- ② 部分原価
- ③ 直接原価（変動原価）

5 非原価項目

① とは、原価計算制度において、原価に算入しない項目をいい、おおむね次のような項目である。

(一) ② に関連しない価値の減少、たとえば

1 次の資産に関する減価償却費、管理費、租税等の費用

(1) 投資資産たる不動産、有価証券、貸付金等

(2) 未稼働の固定資産

(3) ③ している設備

(4) その他経営目的に関連しない資産

2 寄付金等であって経営目的に関連しない支出

3 支払利息、割引料、社債発行割引料償却、社債発行費償却、株式発行費償却、設立費償却、開業費償却、支払保険料等の財務費用

(二) ④ を原因とする価値の減少、たとえば

1 ⑤ な仕損、減損、たな卸減耗等

2 火災、震災、風水害、盗難、争議等の ⑥ による損失

3 予期し得ない陳腐化等によって固定資産に著しい減価を生じた場合の臨時償却費

4 延滞償金、違約金、罰課金、損害賠償金

5 偶発債務損失

6 訴訟費

7 臨時多額の退職手当

8 固定資産売却損および除却損

9 異常な貸倒損失

(三) 税法上とくに認められている損失算入項目、たとえば

1 価格変動準備金繰入額

2 租税特別措置法による償却額のうち通常の償却範囲額をこえる額

(四) その他の利益剰余金に課する項目、たとえば

1 ⑦ , 所得税、都道府県民税、市町村民税

2 ⑧

3 役員賞与金

4 任意積立金繰入額

5 建設利息償却

① 非原価項目

② 経営目的

③ 長期にわたり休止

④ 異常な状態

⑤ 異常

⑥ 偶発的事故

⑦ 法人税

⑧ 配当金

6 原価計算の一般的基準

原価計算制度においては、次の ① にしたがって原価を計算する。

(一) 財務諸表の作成に役立つために、

1 原価計算は原価を一定の ② にかかわらせて集計し、③ および ④ を計算する。すなわち、原価計算は原則として

(1) すべての ⑤ 要素を製品に集計し、損益計算書上の売上品の ⑤ を

⑥ に対応させ、貸借対照表上仕掛品、半製品、製品等の製造原価を

⑦ として計上することを可能にさせ、

(2) また、販売費および一般管理費を計算し、これを損益計算書上 ④ として当該期間の ⑥ に対応させる。

① 一般的基準

② 給付

③ 製品原価

④ 期間原価

⑤ 製造原価

⑥ 売上高

⑦ たな卸資産

- 2 原価の数値は、財務会計の原始記録、信頼しうる統計資料等によって、その
 ⑧ が確保されるものでなければならない。このために原価計算は、原則として
 ⑨ を計算する。この場合 ⑨ を計算することは、必ずしも原価を
 ⑩ をもって計算することを意味しないで、⑪ 等をもって計算することもできる。
 また必要ある場合には、製品原価を ⑫ をもって計算し、これを
 ⑬ に提供することもできる。
- 3 原価計算において、原価を ⑪ 等又は ⑫ をもって計算する場合には、
 これと原価の ⑭ との差異は、これを ⑮ 上適正に処理しなければならない。
- 4 原価計算は、⑮ 機構と ⑯ に結合して行なわれるものとする。このために
 ⑰ には、原価に関する ⑱ を統括する諸勘定を設ける。

(二) 原価管理に役立つために、

- 5 原価計算は、経営における ① と ② を前提とし、作業区分等に基づく
 ③ を ④ の区分とし、各 ③ における作業の原価を計算し、各管理
 区分における原価発生の ⑤ を明らかにさせる。
- 6 原価計算は、原価要素を、機能別に、また直接費と間接費、固定費と変動費、
 ⑥ と ⑦ の区分に基づいて分類し、計算する。
- 7 原価計算は、原価の標準の ⑧ , ⑨ から原価の ⑩ に至るまでの
 すべての計算過程を通じて、原価の ⑪ を測定表示することに重点をおく。
- 8 原価の標準は、原価発生の ⑤ を明らかにし、⑫ を判定する尺度とし
 て、これを設定する。原価の標準は、過去の ⑬ をもってすることができるが、
 理想的には、⑭ として設定する。
- 9 原価計算は、原価の ⑮ を、標準と対照比較しうるように計算記録する。
- 10 原価の標準と ⑮ との差異は、これを ⑯ し、⑰ する。
- 11 原価計算は、⑱ の必要性に応じて、重点的、経済的に、かつ、迅速にこれ
 を行なう。

(三) ⑲ とくに費用 ⑲ の編成ならびに ⑳ に役立つために、

- 12 原価計算は、⑲ 期間において期待されうる条件に基づく ㉑ 又は
 ⑭ を計算して、⑲ とくに費用 ⑲ の編成に資料を提供するとともに、
 ⑲ と対照比較しうるように原価の ⑮ を計算し、もって ⑲ に
 資料を提供する。

- ⑧ 信ぴょう性
 ⑨ 実際原価
 ⑩ 取得価格
 ⑪ 予定価格
 ⑫ 標準原価
 ⑬ 財務諸表
 ⑭ 実際発生額
 ⑮ 財務会計
 ⑯ 有機的
 ⑰ 勘定組織
 ⑱ 細分記録

- ① 管理の権限
 ② 責任の委譲
 ③ 部門
 ④ 管理責任
 ⑤ 責任
 ⑥ 管理可能費
 ⑦ 管理不能費
 ⑧ 設定
 ⑨ 指示
 ⑩ 報告
 ⑪ 物量
 ⑫ 原価能率
 ⑬ 実際原価
 ⑭ 標準原価
 ⑮ 実績
 ⑯ 分析
 ⑰ 原価管理
 ⑱ 予算
 ㉑ 予算統制
 ㉒ 予定原価

第2章 実際原価の計算

7 実際原価の計算手続

実際原価の計算においては、製造原価は、原則として、その実際発生額を、まず ① に計算し、次いで ② に計算し、最後に ③ に集計する。販売費および一般管理費は、原則として、一定期間における実際発生額を、④ に計算する。

- ① 費目別
- ② 原価部門別
- ③ 製品別
- ④ 費目別

第1節 製造原価要素の分類基準

8 製造原価要素の分類基準

原価要素は、① と ② の要素に分類する。

製造原価要素を分類する基準は次のようである。

(一) 形態別分類

形態別分類とは、③ における費用の発生を基礎とする分類、すなわち ④ による分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを材料費、労務費および経費に属する各費目に分類する。

材料費とは、⑤ によって生ずる原価をいい、おおむね次のように細分する。

- 1 素材費（又は原料費）
- 2 買入部品費
- 3 燃料費
- 4 工場消耗品費
- 5 消耗工具器具備品費

労務費とは、⑥ によって生ずる原価をいい、おおむね次のように細分する。

- 1 賃金（基本給のほか割増賃金を含む。）
- 2 給料
- 3 雑給
- 4 従業員賞与手当
- 5 退職給与引当金繰入額
- 6 福利費（健康保険料負担金等）

経費とは、⑦ の原価要素をいい、減価償却費、たな卸減耗費および福利施設負担額、賃借料、修繕料、電力料、旅費交通費等の諸支払経費に細分する。

原価要素の形態別分類は、③ における費用の発生を基礎とする分類であるから、原価計算は、③ から原価に関するこの形態別分類による基礎資料を受け取り、これに基づいて原価を計算する。この意味でこの分類は、原価に関する ⑧ であり、原価計算と ③ との関連上重要である。

(二) 機能別分類

機能別分類とは、原価が経営上のいかなる ⑨ のために発生したかによる分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを ⑨ 別に分類する。この分類基準によれば、たとえば、材料費は、主要材料費、および修繕材料費、試験研究材料費等の補助材料費、ならびに工場消耗品費等に、賃金は、作業種類別直接賃金、間接作業賃金、手待賃金等に、経費は、各部門の機能別経費に分類する。

(三) 製品との関連における分類

製品との関連における分類とは、製品に対する原価発生の態様、すなわち原価の発生

- ① 製造原価要素
- ② 販売費および一般管理費
- ③ 財務会計
- ④ 原価発生の形態
- ⑤ 物品の消費
- ⑥ 労務用役の消費
- ⑦ 材料費、労務費以外
- ⑧ 基礎的分類
- ⑨ 機能

が一定単位の ① に関して ② に認識されるかどうかの性質上の区別による分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを ③ と ④ とに分類する。

1 ③ は、これを直接材料費、直接労務費および直接経費に分類し、さらに適当に細分する。

2 ④ は、これを間接材料費、間接労務費および間接経費に分類し、さらに適当に細分する。

必要ある場合には、直接労務費と製造間接費とを合わせ、又は直接材料費以外の原価要素を総括して、これを ⑤ として分類することができる。

(四) 操業度との関連における分類

操業度との関連における分類とは、 ① に対する原価発生の様態による分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを ② と ③ とに分類する。ここに操業度とは、 ④ とした場合におけるその ⑤ をいう。 ② とは、 ① にかかわらず変化しない原価要素をいい、 ③ とは、 ① に応じて比例的に増減する原価要素をいう。

ある範囲内の操業度の変化では固定的であり、これをこえると急増し、再び固定化する原価要素たとえば監督者給料等、又は操業度が零の場合にも一定額が発生し、同時に操業度の増加に応じて比例的に増加する原価要素たとえば電力料等は、これを ⑥ 又は ⑦ となづける。

⑥ 又は ⑦ は、 ② 又は ③ とみなして、これをそのいずれかに帰属させるか、もしくは ② と ③ とが ⑧ されたものであると解し、これを ② の部分と ③ の部分とに分解する。

(五) 原価の管理可能性に基づく分類

原価の管理可能性に基づく分類とは、原価の発生が一定の ① によって管理しうかどうかの分類であり、原価要素は、この分類基準によってこれを ② と ③ とに分類する。 ④ 管理者層にとって ③ であるものも、 ⑤ 管理者層にとっては ② となることがある。

第2節 原価の費目別計算

9 原価の費目別計算

原価の費目別計算とは、一定期間における原価要素を ① に分類測定する手続をいい、 ② における費用計算であると同時に、原価計算における ③ の計算段階である。

10 費目別計算における原価要素の分類

費目別計算においては、原価要素を、原則として、 ① を基礎とし、これを直接費と間接費とに大別し、さらに必要に応じ ② を加味して、たとえば次のように分類する。

直接費

直接材料費

主要材料費（原料費）

③

- ① 製品の生成
- ② 直接的
- ③ 直接費
- ④ 間接費
- ⑤ 加工費

- ① 操業度の増減
- ② 固定費
- ③ 変動費
- ④ 生産設備を一定
- ⑤ 利用度
- ⑥ 準固定費
- ⑦ 準変動費
- ⑧ 合成

- ① 管理者層
- ② 管理可能費
- ③ 管理不能費
- ④ 下級
- ⑤ 上級

- ① 費目別
- ② 財務会計
- ③ 第一次

- ① 形態別分類
- ② 機能別分類
- ③ 買入部品費

直接労務費

直接賃金（必要ある場合には作業種類別に細分する。）

直接経費

④

間接費

間接材料費

補助材料費

⑤

⑥

間接労務費

間接作業賃金

間接工賃金

手待賃金

休業賃金

給料

従業員賞与手当

退職給与引当金繰入額

福利費（健康保険料負担金等）

間接経費

⑦

厚生費

⑧

賃借料

保険料

修繕料

電力料

ガス代

水道料

租税公課

旅費交通費

通信費

保管料

⑨

雑費

間接経費は、原則として形態別に分類するが、必要に応じ修繕費、運搬費等の

⑩

を設定することができる。

④ 外注加工費

⑤ 工場消耗品費

⑥ 消耗工具器具備品費

⑦ 福利施設負担額

⑧ 減価償却費

⑨ たな卸減耗費

⑩ 複合費

11 材料費計算

- (一) 直接材料費、補助材料費等であって、を行なう材料に関する原価は、各種の材料につき原価計算期間におけるに、そのを乗じて計算する。
- (二) 材料のは、原則としてによって計算する。ただし、材料であって、その消費量をによって計算することが困難なもの又はその必要のないものについては、を適用することができる。
- (三) 材料の消費価格は、原則としてをもって計算する。
同種材料のが異なる場合、その消費価格の計算は、次のような方法による。
- 1 先入先出法
 - 2 移動平均法
 - 3 総平均法
 - 4 後入先出法
 - 5 個別法
- 材料の消費価格は、必要ある場合には、等をもって計算することができる。
- (四) 材料の購入原価は、原則としての購入原価とし、次のいずれかの金額によって計算する。
- 1 に買入手数料、引取運賃、荷役費、保険料、関税等材料買入に要したを加算した金額
 - 2 にならびに購入事務、検収、整理、選別、手入、保管等に要した費用（と合わせて以下これを「」という。）を加算した金額。ただし、必要ある場合には、以外の材料副費のを購入代価に加算しないことができる。
- 購入代価に加算する材料副費のは、これをによって計算することができる。は、一定期間の材料副費の予定総額を、その期間における材料の予定購入代価又は予定購入数量の総額をもって除して算定する。ただし、購入事務費、検収費、整理費、選別費、手入費、保管費等については、それぞれに適当なを設定することができる。
- 材料副費の一部を材料のに算入しない場合には、これをに属する項目とし又はに配賦する。
- 購入した材料に対して値引又は割戻等を受けたときは、これを材料のから控除する。ただし、値引又は割戻等がに判明した場合には、これをのから控除し、値引又は割戻等を受けた材料が判明しない場合には、これを当期の等から控除し、又はその他適当な方法によって処理することができる。
- 材料の購入原価は、必要ある場合には、等をもって計算することができる。
- 他工場からのの受入価格は、必要ある場合には、によることができる。
- (五) 間接材料費であって、工場消耗品、消耗工具器具備品等、継続記録法又はたな卸計算法によるを行わないものの原価は、原則として当該原価計算期間におけるををもって計算する。

- ① 出入記録
- ② 実際の消費量
- ③ 消費価格
- ④ 継続記録法
- ⑤ たな卸計算法
- ⑥ 購入原価
- ⑦ 予定価格
- ⑧ 実際
- ⑨ 購入代価
- ⑩ 引取費用
- ⑪ 材料副費
- ⑫ 一部
- ⑬ 一部又は全部
- ⑭ 予定配賦率
- ⑮ 購入原価
- ⑯ 間接経費
- ⑰ 材料費
- ⑱ 材料消費後
- ⑲ 同種材料
- ⑳ 材料副費
- ㉑ 予定価格
- ㉒ 振替製品
- ㉓ 正常市価
- ㉔ 出入記録
- ㉕ 買入額

12 労務費計算

(一) 直接賃金等であって、作業時間又は作業量の測定を行なう労務費は、 の作業時間又は作業量に賃率を乗じて計算する。賃率は、 の個別賃率又は、職場もしくは作業区分ごとの による。 は、必要ある場合には、 をもって計算することができる。

直接賃金等は、必要ある場合には、当該原価計算期間の負担に属する をもって計算することができる。

(二) 間接労務費であって、間接工賃金、給料、賞与手当等は、原則として当該原価計算期間の負担に属する をもって計算する。

- ① 実際
- ② 平均賃率
- ③ 予定平均賃率
- ④ 要支払額

13 経費計算

(一) 経費は、原則として当該原価計算期間の の発生額をもって計算する。ただし、必要ある場合には、 をもって計算することができる。

(二) 減価償却費、不動産賃借料等であって、数ヶ月分を一時に総括的に計算し又は支払う経費については、これを する。

(三) 電力料、ガス代、水道料等であって、消費量を できる経費については、その実際消費量に基づいて計算する。

- ① 実際
- ② 予定価格又は予定額
- ③ 月割り計算
- ④ 計量

14 費用別計算における予定価格等の適用

費目別計算において一定期間における原価要素の発生を測定するに当たり、予定価格等を適用する場合には、これをその適用される期間における にできる限り近似させ、価格差異をなるべく にするように定める。

- ① 実際価格
- ② 僅少

第3節 原価の部門別計算

15 原価の部門別計算

原価の部門別計算とは、 においては握された原価要素を、 に分類集計する手順をいい、原価計算における の計算段階である。

- ① 費目別計算
- ② 原価部門別
- ③ 第二次

16 原価部門の設定

原価部門とは、原価の発生を 別、 別に管理するとともに、 の計算を正確にするために、原価要素を分類集計する の区分をいい、これを諸 と諸 とに分ける。製造および補助の諸部門は、次の基準により、かつ、経営の特質に応じて適当にこれを区分設定する。

(一) 製造部門

とは、直接 の行なわれる部門をいい、製品の種類別、製品生成の段階、製造活動の種類別等にしたがって、これを各種の に分ける。たとえば機械製作工場における鑄造、鍛造、機械加工、組立等の各部門はその例である。

の加工、包装品の製造等を行なういわゆる副経営は、これを とする。

製造に関する諸部門は、必要ある場合には、さらに機械設備の種類、作業区分等にしたがって、これを各 又は各作業単位に細分する。

- ① 機能
- ② 責任区分
- ③ 製品原価
- ④ 計算組織上
- ⑤ 製造部門
- ⑥ 補助部門
- ⑦ 製造作業
- ⑧ 部門又は工程
- ⑨ 副産物
- ⑩ 小工程

(二) 補助部門

⑥ とは、⑤ に対して ⑪ にある部門をいい、これを ⑫ と ⑬ とに分け、さらに機能の種類別等にしたがって、これを各種の部門に分ける。

⑫ とは、その事業の目的とする ⑭ に直接関与しないで、自己の製品又は用役を ⑤ に提供する諸部門をいい、たとえば動力部、修繕部、運搬部、工具製作部、検査部等がそれである。工具製作、修繕、動力等の ⑫ が相当の規模となった場合には、これを独立の経営単位とし、計算上 ⑤ として取り扱う。

⑬ とは、⑮ を行なう諸部門をいい、たとえば材料部、労務部、企画部、試験研究部、工場事務部等がそれである。

- ⑪ 補助的關係
- ⑫ 補助経営部門
- ⑬ 工場管理部門
- ⑭ 製品の生産
- ⑮ 管理的機能

17 部門個別費と部門共通費

原価要素は、これを原価部門に分類集計するに当たり、当該部門において発生したことが ① に認識されるかどうかによって、② と ③ とに分類する。

② は、原価部門における発生額を直接に当該部門に ④ し、③ は、原価要素別に又はその性質に基づいて分類された原価要素群別にもしくは一括して、適当な ⑤ によって関係各部門に ⑥ する。③ であって工場全般に関して発生し、適当な ⑤ の得がたいものは、これを ⑦ とし、⑧ として処理することができる。

- ① 直接的
- ② 部門個別費
- ③ 部門共通費
- ④ 賦課
- ⑤ 配賦基準
- ⑥ 配賦
- ⑦ 一般費
- ⑧ 補助部門費

18 部門別計算の手続

(一) 原価要素の全部又は一部は、まずこれを各 ① および ② に賦課又は配賦する。この場合、部門に集計する原価要素の範囲は、製品原価の ③ および ④ の必要によってこれを定める。たとえば、個別原価計算においては、製造間接費のほか、⑤ をも製造部門に集計することがあり、総合原価計算においては、すべての ⑥ 又は ⑦ を ① に集計することがある。

各部門に集計された原価要素は、必要ある場合には、これを変動費と固定費又は管理可能費と管理不能費とに区分する。

(二) 次に ⑧ は、直接配賦法、階梯式配賦法、相互配賦等にしたがい、適当な配賦基準によって、これを各 ① に配賦し、⑨ を計算する。

一部の ⑧ は、必要ある場合には、これを ① に配賦しないで直接に ⑩ に配賦することができる。

(三) ① に集計された原価要素は、必要に応じさらにこれをその部門における ⑪ に集計する。この場合、⑪ には、その ⑫ 等において管理可能の原価要素又は ⑬ のみを集計し、そうでないものは共通費および他部門配賦費とする。

- ① 製造部門
- ② 補助部門
- ③ 正確な計算
- ④ 原価管理
- ⑤ 直接労務費
- ⑥ 製造原価要素
- ⑦ 加工費
- ⑧ 補助部門費
- ⑨ 製造部門費
- ⑩ 製品
- ⑪ 小工程又は作業単位
- ⑫ 小工程
- ⑬ 直接労務費

第4節 原価の製品別計算

19 原価の製品別計算および原価単位

原価の製品別計算とは、原価要素を一定の ① に集計し、単位製品の ② を算定する手続きをいい、原価計算における ③ の計算段階である。

製品別計算のためには、原価を集計する一定の製品単位すなわち ④ を定める。

④ は、これを個数、時間数、⑤ 等をもって示し、業種の特質に応じて適当に定める。

- ① 製品単位
- ② 製造原価
- ③ 第三次
- ④ 原価単位
- ⑤ 度量衡単位

20 製品別計算の形態

製品別計算は、経営における生産形態の種類別に対応して、これを次のような類型に区分する。

- (一) ① 原価計算
- (二) ② 原価計算
- (三) ③ 原価計算
- (四) 個別原価計算

- ① 単純総合
- ② 等級別総合
- ③ 組別総合

21 単純総合原価計算

単純総合原価計算は、同種製品を ① に生産する生産形態に適用する。単純総合原価計算にあつては、一原価計算期間（以下これを「一期間」という。）に発生したすべての原価要素を集計して ② を求め、これに期首仕掛品原価を加え、この合計額（以下これを「③」という。）を、完成品と期末仕掛品とに分割計算することにより、④ を計算し、これを製品単位に ⑤ して単位原価を計算する。

- ① 反復連続的
- ② 当期製造費用
- ③ 総製造費用
- ④ 完成品総合原価
- ⑤ 均分

22 等級別総合原価計算

等級別総合原価計算は、① において、② を連続生産するが、その製品を形状、大きさ、品位等によって ③ する場合に適用する。

等級別総合原価計算にあつては、各 ④ について適当な ⑤ を定め、一期間における ⑥ の総合原価又は一期間の ⑦ を ⑤ に基づき各 ④ にあて分けてその製品原価を計算する。

⑤ の算定およびこれに基づく ④ 原価の計算は、次のいずれかの方法による。

- (一) 各 ④ の重量、長さ、面積、純分度、熱量、硬度等 ⑧ ある製品の諸性質に基づいて ⑤ を算定し、これを各 ④ の一期間における生産量に乗じた ⑨ の比をもって、一期間の ⑥ の総合原価を一括的に各 ④ にあて分けてその製品原価を計算し、これを製品単位に ⑩ して単位原価を計算する。
- (二) 一期間の ⑦ を構成する各 ⑪ につき、又はその性質に基づいて分類された数個の ⑪ 群につき、各 ④ の標準材料消費量、標準作業時間等 ⑪ 又は ⑪ 群の発生と関連ある ⑫ 等に基づき、それぞれの ⑤ を算定し、これを各 ④ の一期間における生産量に乗じた ⑨ の比をもって、各 ⑪ 又は ⑪ 群をあて分けて、各 ④ の一期間の ⑦ を計算し、この ⑦ と各 ④ の期首仕掛品原価とを、当期における各 ④ の ⑥ とその ⑬ とに分割することにより、当期における各 ④ の総合原価を計算し、これを製品単位に ⑩ して単位原価を計算する。

- ① 同一工程
- ② 同種製品
- ③ 等級に区別
- ④ 等級製品
- ⑤ 等価係数
- ⑥ 完成品
- ⑦ 製造費用
- ⑧ 原価の発生と関連
- ⑨ 積数
- ⑩ 均分
- ⑪ 原価要素
- ⑫ 物量的数値
- ⑬ 期末仕掛品

この場合、 別又は 群別に定めた を個別的に適用しない
で、各 又は 群の重要性を加味して総括し、この総括的 に基
づいて、一期間の の総合原価を一括的に各 にあん分して、その製品
原価を計算することができる。

23 組別総合原価計算

組別総合原価計算は、 を に連続生産する生産形態に適用する。

組別総合原価計算にあつては、一期間の製造費用を と 又は原料費と
加工費とに分け、 に準じ、 又は原料費は、各組の製品に賦課し、 又
は加工費は、適当な配賦基準により各組に配賦する。次いで一期間における の製
造費用と期首仕掛品原価とを、当期における の完成品とその期末仕掛品とに分割
することにより、当期における の完成品総合原価を計算し、これを製品単位に
 して単位原価を計算する。

- ① 異種製品
- ② 組別
- ③ 組直接費
- ④ 組間接費
- ⑤ 個別原価計算
- ⑥ 均分

24 総合原価計算における完成品総合原価と期末仕掛品原価

単純総合原価計算、等級別総合原価計算および組別総合原価計算は、いずれも原価集計
の単位が であることを特質とする。すなわち、いずれも に基づき、一期
間における生産量について を算定し、これを に分割負担させることによ
って完成品総合原価を計算する点において共通する。したがって、これらの原価計算を
 の形態と総称する。

総合原価計算における完成品総合原価と期末仕掛品原価は、次の手続により算定する。

(一) まず、当期製造費用および期首仕掛品原価を、原則として と とに
分け、期末仕掛品の を と とについて算定する。

期末仕掛品の は、直接材料費については、期末仕掛品に含まれる の
完成品に含まれるそれに対する を算定し、これを に乗じて計算する。
加工費については、期末仕掛品の の完成品に対する を算定し、これ
を に乗じて計算する。

(二) 次いで、当期製造費用および期首仕掛品原価を、次のいずれかの方法により、完成
品と期末仕掛品とに分割して、完成品総合原価と期末仕掛品原価とを計算する。

1 当期の直接材料費総額（期首仕掛品および当期製造費用中に含まれる直接材料費の
合計額）および当期の加工費総額（期首仕掛品および当期製造費用中に含まれる加工
費の合計額）を、それぞれ と期末仕掛品の との比により完成品と期
末仕掛品とにあん分して、それぞれ両者に含まれる直接材料費と加工費とを算定し、
これをそれぞれ合計して完成品総合原価および期末仕掛品原価を算定する
（ 法）。

2 期首仕掛品原価は、すべてこれを の原価に算入し、当期製造費用を、
 から期首仕掛品の を差し引いた数量と期末仕掛品の との
比により、完成品と期末仕掛品とにあん分して完成品総合原価および期末仕掛品原価
を算定する（ 法）。

- ① 期間生産量
- ② 継続製造指図書
- ③ 総製造費用
- ④ 総合原価計算
- ⑤ 直接材料費
- ⑥ 加工費
- ⑦ 完成品換算量
- ⑧ 直接材料消費量
- ⑨ 比率
- ⑩ 期末仕掛品現在量
- ⑪ 仕上り程度
- ⑫ 完成品数量
- ⑬ 平均
- ⑭ 完成品
- ⑮ 先入先出

- 3 期末仕掛品の完成品換算量のうち、期首仕掛品の完成品換算量に相当する部分については、期首仕掛品原価をそのまま適用して評価し、これを超過する期末仕掛品の完成品換算量と完成品数量との比により、当期製造費用を期末仕掛品と完成品とにあん分し、期末仕掛品に対してあん分された額と期首仕掛品原価との合計額をもって、期末仕掛品原価とし、完成品にあん分された額を完成品総合原価とする（後入先出法）。
- 4 前三号の方法において、加工費について期末仕掛品の完成品換算量を計算することが困難な場合には、当期の加工費総額は、すべてこれを完成品に負担させ、期末仕掛品は、直接材料費のみをもって計算することができる。
- 5 期末仕掛品は、必要ある場合には、 又は をもって評価することができる。
- 6 期末仕掛品の数量が毎期ほぼ等しい場合には、総合原価の計算上これを し、 をもってそのまま完成品総合原価とすることができる。

- ⑯ 予定原価
⑰ 正常原価
⑱ 無視
⑲ 当期製造費用

25 工程別総合原価計算

総合原価計算において、製造工程が二以上の連続する工程に分けられ、工程ごとにその を計算する場合（この方法を「」という。）には、一工程から次工程へ振り替えられた を、 又は として次工程の製造費用に加算する。この場合、工程間に振り替えられる工程製品の計算は、 又は によることができる。

- ① 工程製品の総合原価
② 工程別総合原価計算
③ 前工程費
④ 原料費
⑤ 予定原価
⑥ 正常原価

26 加工費工程別総合原価計算

原料がすべて で投入され、その後の工程では、単にこれを するにすぎない場合には、各工程別に一期間の を集計し、それに原料費を加算することにより、完成品総合原価を計算する。この方法を 工程別総合原価計算（ 法）という。

- ① 最初の工程の始点
② 加工
③ 加工費

27 仕損および減損の処理

総合原価計算においては、仕損の費用は、原則として、特別に の費目を設けることをしないで、これをその期の と とに負担させる。加工中に蒸発、粉散、ガス化、煙化等によって生ずる原料の の処理は、 に準ずる。

- ① 仕損費
② 完成品
③ 期末仕掛品
④ 減損
⑤ 仕損

28 副産物等の処理と評価

総合原価計算において、副産物が生ずる場合には、その価額を算定して、これを の総合原価から控除する。副産物とは、 の製造過程から に派生する物品をいう。

副産物の価額は、次のような方法によって算定した額とする。

- (一) 副産物で、そのまま外部に売却できるものは、 から販売費および一般管理費又は販売費、一般管理費および通常の の見積額を控除した額。
- (二) 副産物で、 の上売却できるものは、加工製品の見積売却価額から , 販売費および一般管理費又は , 販売費、一般管理費および通常の の見積額を控除した額。

- ① 主産物
② 必然
③ 見積売却価額
④ 利益
⑤ 加工
⑥ 加工費

(三) 副産物で、そのまま ⑦ されるものは、これによって ⑧ されるべき物品の ⑨。

(四) 副産物で、加工の上 ⑦ されるものは、これによって ⑧ されるべき物品の ⑨ から加工費の見積額を控除した額

⑩ な副産物は、前項の手続によらないで、これを売却して得た収入を、⑪ の収益とすることができる。

⑫，⑬ 等の処理および評価は、副産物に準ずる。

- ⑦ 自家消費
- ⑧ 節約
- ⑨ 見積購入価額
- ⑩ 軽微
- ⑪ 原価計算外
- ⑫ 作業くず
- ⑬ 仕損品

29 連産品の計算

① とは、同一工程において同一原料から生産される ② の製品であって、相互に ③ を明確に区別できないものをいう。① の価額は、① の ④ 等を基準として定めた ⑤ に基づき、一期間の総合原価を ① にあん分して計算する。この場合、① で、加工の上 ⑥ できるものは、加工製品の ⑦ から ⑧ の見積額を控除した額をもって、その ④ とみなし、⑤ 算定の基礎とする。ただし、必要ある場合には、① の一種又は数種の価額を ⑨ に準じて計算し、これを一期間の総合原価から控除した額をもって、他の ① の価額とすることができる。

- ① 連産品
- ② 異種
- ③ 主副
- ④ 正常市価
- ⑤ 等価係数
- ⑥ 売却
- ⑦ 見積売却価額
- ⑧ 加工費
- ⑨ 副産物

30 総合原価計算における直接原価計算

総合原価計算において、必要ある場合には、一期間における製造費用のうち、① および ② のみを部門に集計して部門費を計算し、これに期首仕掛品を加えて完成品と期末仕掛品とにあん分して製品の ③ を計算し、④ を製品に集計しないことができる。

この場合、⑤ においては、当該会計期間に発生した ④ 額は、これを期末の ⑥ および ⑦ と当年度の ⑧ とに配賦する。

- ① 変動直接費
- ② 変動間接費
- ③ 直接原価
- ④ 固定費
- ⑤ 会計年度末
- ⑥ 仕掛品
- ⑦ 製品
- ⑧ 売上品

31 個別原価計算

個別原価計算は、① を異にする製品を ② に生産する生産形態に適用する。

個別原価計算にあつては、③ について個別的に直接費および間接費を集計し、

④ は、これを当該指図書に含まれる製品の ⑤ に算定する。

経営の目的とする製品の生産に際してのみでなく、⑥ の建物、機械、工具等の製作又は修繕、試験研究、試作、仕損品の ⑦，仕損による ⑧ の製作等に際しても、これを特定指図書を発行して行なう場合は、個別原価計算の方法によってその原価を算定する。

- ① 種類
- ② 個別的
- ③ 特定製造指図書
- ④ 製品原価
- ⑤ 生産完了時
- ⑥ 自家用
- ⑦ 補修
- ⑧ 代品

32 直接費の賦課

個別原価計算における ① は、発生のつど又は定期的に整理分類して、これを当該 ② に ③ する。

(一) 直接材料費は、当該 ② に関する ④ 消費量に、その消費価格を乗じて計算する。消費価格の計算は、第2節11の(三)に定めるところによる。

自家生産材料の消費価格は、⑤ 又は ⑥ 等をもって計算する。

(二) 直接労務費は、当該 ② に関する ④ の作業時間又は作業量に、その賃率を乗じて計算する。賃率の計算は、第2節12の(一)に定めるところによる。

(三) 直接経費は、原則として当該 ② に関する ④ 発生額をもって計算する。

- ① 直接費
- ② 指図書
- ③ 賦課
- ④ 実際
- ⑤ 実際原価
- ⑥ 予定価格

33 間接費の配賦

(一) 個別原価計算における間接費は、原則として ① として各指図書に ② する。

(二) 間接費は、原則として ③ をもって各指図書に ② する。

(三) 部門間接費の ③ は、一定期間における各部門の間接費 ④ 又は各部門の固定間接費 ④ および変動間接費 ④ を、それぞれ同期間における当該部門の ⑤ をもって除して算定する。

(四) 一定期間における各部門の間接費 ④ 又は各部門の固定間接費 ④ および変動間接費 ④ は、次のように計算する。

1 まず、間接費を ⑥ および ⑦ に分類して、過去におけるそれぞれの原価要素の実績をは握する。この場合、間接費を ⑥ と ⑦ とに分類するためには、間接費要素に関する各費目を調査し、費目によって ⑥ 又は ⑦ のいずれかに分類する。⑧ 又は ⑨ は、実際値の変化の調査に基づき、これを ⑥ 又は ⑦ とみなして、そのいずれかに帰属させるか、もしくはその ⑥ 部分および ⑦ 率を測定し、これを ⑥ と ⑦ とに分解する。

2 次に、将来における ⑩ を考慮して、これに修正を加える。

3 さらに ⑥ は、設備計画その他 ⑥ に影響する計画の変更等を考慮し、⑦ は、製造条件の変更等 ⑦ に影響する条件の変化を考慮して、これを修正する。

4 ⑦ は、⑪ に応ずるように、これを算定する。

(五) 予定配賦率の計算の基礎となる ⑪ は、原則として、一年又は一会計期間において ⑫ される操業度であり、それは、技術的に達成可能な ⑬ ではなく、この期間における ⑭ ならびに ⑮ 事情を考慮して定めた操業度である。

操業度は、原則として直接作業時間、機械運転時間、生産数量等 ⑯ 適当な ⑰ によって、これを表示する。

操業度は、原則としてこれを各 ⑱ に区分して測定表示する。

(六) 部門間接費の各 ⑱ への配賦額は、各 ⑲ 又はこれを細分した各小工程又は各作業単位別に、次のいずれかによって計算する。

1 間接費 ⑲ に、各指図書に関する ⑳ の配賦基準を乗じて計算する。

2 固定間接費 ㉑ および変動間接費 ㉒ に、それぞれ各指図書に関する ㉓ の配賦基準を乗じて計算する。

(七) 一部の補助部門費を製造部門に配賦しないで、直接に ㉔ に配賦する場合には、

- ① 部門間接費
- ② 配賦
- ③ 予定配賦率
- ④ 予定額
- ⑤ 予定配賦基準
- ⑥ 固定費
- ⑦ 変動費
- ⑧ 準固定費
- ⑨ 準変動費
- ⑩ 物価の変動予想
- ⑪ 予定操業度
- ⑫ 予期
- ⑬ 最大操業度
- ⑭ 生産
- ⑮ 販売
- ⑯ 間接費の発生と
関連ある
- ⑰ 物量基準
- ⑱ 部門
- ⑲ 指図書
- ⑳ 製造部門
- ㉑ 予定配賦率
- ㉒ 実際
- ㉓ 指図書

そのおのおのにつき適当な基準を定めてこれを配賦する。

34 加工費の配賦

個別原価計算において、労働が ① と密接に結合して総合的な作業となり、そのため製品に賦課すべき直接労務費と ② とを分離することが困難な場合その他必要ある場合には、加工費について ③ を行ない、④ を各指図書に配賦することができる。④ の指図書への配賦は、原則として ⑤ による。予定加工費配賦率の計算は、予定 ⑥ 配賦率の計算に準ずる。

- ① 機械作業
- ② 製造間接費
- ③ 部門別計算
- ④ 部門加工費
- ⑤ 予定配賦率
- ⑥ 間接費

35 仕損費の計算および処理

個別原価計算において、仕損が発生する場合には、原則として次の手続により ① を計算する。

- ① 仕損費

(一) 仕損が補修によって回復でき、補修のために補修指図書を発行する場合には、

② に集計された製造原価を ① とする。

- ② 補修指図書

(二) 仕損が補修によって回復できず、代品を製作するために新たに製造指図書を発行する場合において

1 旧製造指図書の全部が仕損となったときは、③ に集計された製造原価を ① とする。

- ③ 旧製造指図書

2 旧製造指図書の一部が仕損となったときは、④ に集計された製造原価を ① とする。

- ④ 新製造指図書

(三) 仕損の補修又は代品の製作のために別個の指図書を発行しない場合には、仕損の ⑤ 等に要する製造原価を見積ってこれを ① とする。

- ⑤ 補修

前記(二)又は(三)の場合において、仕損品が ⑥ 又は ⑦ を有する場合には、その ⑧ を控除した額を ① とする。

- ⑥ 売却価値

- ⑦ 利用価値

⑨ な仕損については、仕損費を計上しないで、単に仕損品の見積売却価額又は見積利用価額を、当該製造指図書に集計された ⑩ から控除するにとどめることができる。

- ⑧ 見積額

- ⑨ 軽微

- ⑩ 製造原価

仕損費の ⑪ は、次の方法のいずれかによる。

- ⑪ 処理

(一) 仕損費の実際発生額又は見積額を、当該 ⑫ に賦課する。

- ⑫ 指図書

(二) 仕損費を間接費とし、これを仕損の ⑬ に賦課する。この場合、間接費の

- ⑬ 発生部門

⑭ の計算において、当該製造部門の予定間接費額中に、⑮ の予定額を算入する。

- ⑭ 予定配賦率

- ⑮ 仕損費

36 作業くずの処理

個別原価計算において、作業くずは、これを ① の場合に準じて評価し、その ② の部門費から控除する。ただし、必要ある場合には、これを当該製造指図書の ③ 又は ④ から控除することができる。

- ① 総合原価計算

- ② 発生部門

- ③ 直接材料費

- ④ 製造原価

第5節 販売費および一般管理費の計算

37 販売費および一般管理費要素の分類基準

販売費および一般管理費の要素を分類する基準は、次のようである。

(一) ① 分類

販売費および一般管理費の要素は、この分類基準によって、たとえば、給料、賃金、消耗品費、減価償却費、賃借料、保険料、修繕料、電力料、租税公課、運賃、保管料、旅費交通費、通信費、広告料等にこれを分類する。

(二) ② 分類

販売費および一般管理費の要素は、この分類基準によって、たとえば、広告宣伝費、出荷運送費、倉庫費、掛売集金費、販売調査費、販売事務費、企画費、技術研究費、経理費、重役室費等にこれを分類する。

この分類にさいしては、当該機能について発生したことが直接的に認識される要素を、は握して集計する。たとえば広告宣伝費には、広告宣伝係員の給料、賞与手当、見本費、広告設備減価償却費、新聞雑誌広告料、その他の広告料、通信費等が集計される。

(三) ③ と ④

販売費および一般管理費の要素は、販売品種等の区別に関連して、これを ③ と ④ とに分類する。

(四) 固定費と変動費

(五) 管理可能費と管理不能費

① 形態別

② 機能別

③ 直接費

④ 間接費

38 販売費および一般管理費の計算

販売費および一般管理費は、原則として、① 分類を基礎とし、これを ② と ③ とに大別し、さらに必要に応じ ④ を加味して分類し、一定期間の発生額を計算する。その計算は、製造原価の ⑤ に準ずる。

① 形態別

② 直接費

③ 間接費

④ 機能別分類

⑤ 費目別計算

39 技術研究費

新製品又は ① の開拓等の費用であって ② に関するものは、必要ある場合には、③ と区別し別個の項目として記載することができる。

① 新技術

② 企業全般

③ 販売費および一般管理費

第3章 標準原価の計算

40 標準原価算定の目的

標準原価算定の目的としては、おおむね次のものをあげることができる。

(一) ① を効果的にするための ② として標準原価を設定する。これは標準原価を設定する最も重要な目的である。

(二) 標準原価は、③ として仕掛品、製品等の ④ および ⑤ の算定の基礎となる。

(三) 標準原価は、⑥ とくに ⑦ の作成に、⑧ を提供する。

(四) 標準原価は、これを ⑨ の中に組み入れることによって、記帳を ⑩ し、⑪ する。

① 原価管理

② 原価の標準

③ 真実の原価

④ たな卸資産価額

⑤ 売上原価

⑥ 予算

⑦ 見積財務諸表

⑧ 信頼しうる基礎

⑨ 勘定組織

⑩ 簡略化

⑪ じん速化

41 標準原価の算定

- ① は、直接材料費、直接労務費等の直接費および製造間接費について、さらに
② について算定する。
③ の標準は、原則として ④ と ⑤ との両面を考慮して算定する。

(一) 標準直接材料費

- 標準直接材料費は、直接材料の ⑥ ごとに、製品単位当たりの ⑦ と ⑧ とを定め、両者を乗じて算定する。
- ⑦ については、製品の生産に必要な各種素材、部品等の種類、品質、加工の方法および順序等を定め、⑨、⑩ 調査により製品単位当たりの各種材料の ⑦ を定める。⑦ は、通常生ずると認められる程度の減損、仕損等の ⑪ を含む。
- 標準価格は、⑫ 又は ⑬ とする。

(二) 標準直接労務費

- 標準直接労務費は、直接作業の区分ごとに、製品単位当たりの直接作業の ① と ② とを定め、両者を乗じて算定する。
- 標準直接作業時間については、製品の生産に必要な作業の種類別、使用機械工具、作業の方法および順序、各作業に従事する労働の等級等を定め、③ 研究、④ 研究その他経営の実情に応ずる ⑤、⑥ 調査により製品単位当たりの各区分作業の標準時間を定める。標準時間は、通常生ずると認められる程度の疲労、身体的必要、手待等の ⑦ を含む。
- 標準賃率は、⑧ 又は ⑨ とする。

(三) 製造間接費の標準

製造間接費の標準は、これを ① (又はこれを細分した作業単位別、以下これを「部門」という。)に算定する。① 製造間接費の標準とは、一定期間において各部門に発生すべき製造間接費の ② をいい、これを部門間接費予算として算定する。その算定方法は、第2章第4節33の(四)に定める ③ の計算における ① 計算の手續に準ずる。部門間接費予算は、④ 又は ⑤ として設定する。

1 ④

製造間接費予算を、予算期間において予期される一定の ⑥ に基づいて算定する場合に、これを ④ となづける。各 ① の ④ は、一定の限度内において ⑦ に役立つのみでなく、製品に対する ⑧ の算定の基礎となる。

2 ⑤

製造間接費の ⑨ をさらに有効にするために、⑤ を設定する。
⑤ とは、製造間接費予算を、予算期間に予期される範囲内における種々の ⑥ に対応して算定した予算をいい、実際間接費額を当該 ⑥ の予算と比較して、部門の ⑩ を ⑨ することを可能にする。
⑤ の算定は、⑪、⑫ 等による。

- ① 標準原価
- ② 製品原価
- ③ 原価要素
- ④ 物量標準
- ⑤ 価格標準
- ⑥ 種類
- ⑦ 標準消費量
- ⑧ 標準価格
- ⑨ 科学的
- ⑩ 統計的
- ⑪ 消費余裕
- ⑫ 予定価格
- ⑬ 正常価格

- ① 標準時間
- ② 標準賃率
- ③ 作業
- ④ 時間
- ⑤ 科学的
- ⑥ 統計的
- ⑦ 時間的余裕
- ⑧ 予定賃率
- ⑨ 正常賃率

- ① 部門別
- ② 予定額
- ③ 実際原価
- ④ 固定予算
- ⑤ 変動予算
- ⑥ 操業度
- ⑦ 原価管理
- ⑧ 標準間接費配賦率
- ⑨ 管理
- ⑩ 業績
- ⑪ 実査法
- ⑫ 公式法

- (1) ⑪ による場合には、一定の基準となる ⑥ (以下これを「⑬」という。)を中心として、予期される範囲内の種々の ⑥ を、一定間隔に設け、各 ⑥ に応ずる複数の製造間接費予算をあらかじめ算定列記する。この場合、各 ⑥ に応ずる間接費予算額は、個々の間接費項目につき、各 ⑥ における額を個別的に ⑭ して算定する。この ⑤ における ⑬ は、④ 算定の基礎となる ⑥ である。
- (2) ⑫ による場合には、製造間接費要素を第2章第4節33の(四)に定める方法により ⑮ と ⑯ とに分け、⑮ は、⑰ にかかわりなく一定とし、⑯ は、⑰ との関連における各 ⑯ 要素又は ⑯ 要素群の ⑱ をあらかじめ測定しておき、これにそのつどの関係 ⑥ を乗じて算定する。

(四) 標準製品原価

⑬ は、製品の一定単位につき標準直接材料費、標準直接労務費等を集計し、これに標準間接費配賦率に基づいて算定した標準間接費配賦額を加えて算定する。標準間接費配賦率は ④ 算定の基礎となる ⑥ ならびにこの ⑥ における標準間接費を基礎として算定する。

標準原価計算において加工費の配賦計算を行なう場合には、⑳ の標準を定める。その算定は、㉑ の標準の算定に準ずる。

42 標準原価の改訂

標準原価は、① のためにも、② のためにも、また、③ および ④ 算定のためにも、⑤ に即した標準でなければならないから、常にその ⑥ を吟味し、機械設備、生産方式等生産の基本条件ならびに材料価格、賃率等に ⑦ が生じた場合には、⑤ に即するようにこれを ⑧ する。

43 標準原価の指示

標準原価は、一定の ① に表示されて原価発生について ② をもつ各部署に ③ されるとともに、この種の ① は、標準原価会計機構における ④ となる。標準原価を指示する ① の種類、記載事項および様式は、経営の特質によって適当に定めるべきであるが、たとえば次のようである。

(一) 標準製品原価表

⑤ とは、製造指図書に指定された製品の一定単位当たりの標準原価を構成する各種 ⑥ の標準、作業種類別の ⑦ の標準および ⑧ の標準を数量的および金額的に表示指定する ① をいい、必要に応じ ⑨、⑩等を付属させる。

(二) 材料明細表

⑨ とは、製品の一定単位の生産に必要な直接材料の種類、品質、その標準消費数量等を表示指定する ① をいう。

- ⑬ 基準操業度
- ⑭ 実査
- ⑮ 固定費
- ⑯ 変動費
- ⑰ 操業度の増減
- ⑱ 変動費率

- ⑲ 標準製品原価
- ⑳ 部門加工費
- ㉑ 製造間接費

- ① 原価管理
- ② 予算編成
- ③ たな卸資産価額
- ④ 売上原価
- ⑤ 現状
- ⑥ 適否
- ⑦ 重大な変化
- ⑧ 改訂

- ① 文書
- ② 責任
- ③ 指示
- ④ 補助記録
- ⑤ 標準製品原価表
- ⑥ 直接材料費
- ⑦ 直接労務費
- ⑧ 部門別製造
間接費配賦額
- ⑨ 材料明細表
- ⑩ 標準作業表

(三) 標準作業表

⑩ とは、製品の一定単位の生産に必要な区分作業の種類、作業部門、使用機械工具、作業の内容、労働等級、各区分作業の標準時間等を表示指定する ① をいう。

(四) 製造間接費予算表

⑪ は、製造間接費予算を費目別に表示指定した費目別予算表と、これをさらに部門別に表示指定した部門別予算表とに分けられ、それぞれ予算期間の総額および各月別予算額を記載する。部門別予算表において、必要ある場合には、費目を変動費と固定費又は管理可能費と管理不能費とに区分表示する。

⑪ 製造間接費
予算表

第4章 原価差異の算定および分析

44 原価差異の算定および分析

原価差異とは実際原価計算制度において、原価の一部を ① 等をもって計算した場合における原価と ② との間に生ずる差額、ならびに標準原価計算制度において、③ と ② との間に生ずる差額（これを「 ④ 」となづけることがある。）をいう。

原価差異が生ずる場合には、その大きさを ⑤ し、これを ⑥ する。その目的は、原価差異を ⑦ 適正に処理して ⑧ および ⑨ を確定するとともに、その分析結果を ⑩ に提供することによって、原価の ⑪ に資することにある。

- ① 予定価格
- ② 実際発生額
- ③ 標準原価
- ④ 標準差異
- ⑤ 算定記録
- ⑥ 分析
- ⑦ 財務会計上
- ⑧ 製品原価
- ⑨ 損益
- ⑩ 各階層の経営管理者
- ⑪ 管理

45 実際原価計算制度における原価差異

① 制度において生ずる主要な原価差異は、おおむね次のように分けて算定する。

(一) 材料副費配賦差異

材料副費配賦差異とは、材料副費の ② 又は ③ を予定配賦率をもって材料の ④ に算入することによって生ずる原価差異をいい、一期間におけるその材料副費の配賦額と実際額との差額として算定する。

(二) 材料受入価格差異

材料受入価格差異とは、材料の ⑤ を ⑥ 等をもって計算することによって生ずる原価差異をいい、一期間におけるその材料の受入金額と ⑦ との差額として算定する。

(三) 材料消費価格差異

材料消費価格差異とは、材料の ⑧ を ⑥ 等をもって計算することによって生ずる原価差異をいい、一期間におけるその ⑨ と ⑩ との差額として計算する。

(四) 賃率差異

賃率差異とは、労務費を ⑪ をもって計算することによって生ずる原価差異をいい、一期間におけるその ⑫ と ⑩ との差額として算定する。

- ① 実際原価計算
- ② 一部
- ③ 全部
- ④ 購入原価
- ⑤ 受入価格
- ⑥ 予定価格
- ⑦ 実際受入金額

- ⑧ 消費価格
- ⑨ 材料費額
- ⑩ 実際発生額
- ⑪ 予定賃率
- ⑫ 労務費額

(五) 製造間接費配賦差異

製造間接費配賦差異とは、製造間接費を [13] をもって製品に配賦することによって生ずる原価差異をいい、一期間におけるその製造間接費の [14] と [15] との差額として算定する。

(六) 加工費配賦差異

加工費配賦差異とは、[16] を [13] をもって製品に配賦することによって生ずる原価差異をいい、一期間におけるその加工費の [14] と [15] との差額として算定する。

(七) 補助部門費配賦差異

補助部門費配賦差異とは、補助部門費を [13] をもって [17] に配賦することによって生ずる原価差異をいい、一期間におけるその補助部門費の [14] と [15] との差額として算定する。

(八) 振替差異

振替差異とは、工程間に振り替えられる [18] の価額を [19] 又は [20] をもって計算することによって生ずる原価差異をいい、一期間におけるその [18] の [21] と [15] との差額として算定する。

46 標準原価計算制度における原価差異

[1] 制度において生ずる主要な原価差異は、材料受入価額、直接材料費、直接労務費および製造間接費のおおののにつき、おおむね次のように算定分析する。

(一) 材料受入価格差異

材料受入価格差異とは、材料の受入価格を [2] をもって計算することによって生ずる原価差異をいい、標準受入価格と実際受入価格との差異に、[3] を乗じて算定する。

(二) 直接材料費差異

直接材料費差異とは、標準原価による直接材料費と直接材料費の実際発生額との差額をいい、これを材料種類別に [4] と [5] とに分析する。

- 1 価格差異とは、材料の [6] と [7] との差異に基づく直接材料費差異をいい、直接材料の [6] と [7] との差異に、[8] を乗じて算定する。
- 2 数量差異とは、材料の [9] と [8] との差異に基づく直接材料費差異をいい、直接材料の [9] と [8] との差異に、[6] を乗じて算定する。

(三) 直接労務費差異

直接労務費差異とは、標準原価による直接労務費と直接労務費の実際発生額との差額をいい、これを部門別又は作業種類別に [10] と [11] とに分析する。

- 1 賃率差異とは、[12] と [13] との差異に基づく直接労務費差異をいい、[12] と [13] との差異に、[14] を乗じて算定する。
- 2 作業時間差異とは、[15] と [14] との差額に基づく直接労務費差異をいい、[15] と [14] との差異に、[12] を乗じて算定する。

(四) 製造間接費差異

製造間接費差異とは、製造間接費の [16] と [17] との差額をいい、原則として一定期間における [18] 差異として算定して、これを能率差異、操業度差異等に適当に分析する。

[13] 予定配賦率

[14] 配賦額

[15] 実際額

[16] 部門加工費

[17] 製造部門

[18] 工程製品

[19] 予定原価

[20] 正常原価

[21] 振替価額

① 標準原価計算

② 標準価格

③ 実際受入数量

④ 価格差異

⑤ 数量差異

⑥ 標準消費価格

⑦ 実際消費価格

⑧ 実際消費数量

⑨ 標準消費数量

⑩ 賃率差異

⑪ 作業時間差異

⑫ 標準賃率

⑬ 実際賃率

⑭ 実際作業時間

⑮ 標準作業時間

⑯ 標準額

⑰ 実際発生額

⑱ 部門間接費

第5章 原価差異の会計処理

47 原価差異の会計処理

(一) ① 制度における原価差異の処理は、次の方法による。

- 1 原価差異は、② を除き、原則として当年度の③ に賦課する。
- 2 材料受入価格差異は、当年度の材料の④ と⑤ に配賦する。この場合、材料の⑤ については、材料の適当な⑥ 別に配賦する。
- 3 予定価格等が⑦ ため、比較的⑧ の原価差異が生ずる場合、直接材料費、直接労務費、直接経費および製造間接費に関する原価差異の処理は、次の方法による。

(1) 個別原価計算の場合

次の方法のいずれかによる。

イ 当年度の売上原価と期末におけるたな卸資産に⑨ に配賦する。

ロ 当年度の売上原価と期末におけるたな卸資産に⑩ に配賦する。

(2) 総合原価計算の場合

当年度の売上原価と期末におけるたな卸資産に⑩ に配賦する。

(二) 標準原価計算制度における原価差異の処理は、次の方法による。

- 1 ⑪ 差異、⑫ 差異、⑬ 等であって⑭ に基づくと認められるものは、これを⑮ として処理する。
- 2 前記1の場合を除き、原価差異はすべて① 制度における処理の方法に準じて処理する。

- ① 実際原価計算
- ② 材料受入価格差異
- ③ 売上原価
- ④ 払出高
- ⑤ 期末在高
- ⑥ 種類群
- ⑦ 不相当
- ⑧ 多額
- ⑨ 指図書別
- ⑩ 科目別
- ⑪ 数量
- ⑫ 作業時間
- ⑬ 能率差異
- ⑭ 異常な状態
- ⑮ 非原価項目